

## 平成15年度 第2回三重県公共事業再評価審査委員会議事録

1 日 時 平成15年9月2日(火) 10時00分～16時15分

2 場 所 津アストプラザ 4階 アストホール

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、速水副委員長、浦山委員、大森委員、朴委員、林委員、福島委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括M、公共事業政策TM 他

農林水産商工部

担い手・基盤整備分野総括M、

むらの活力づくり支援TM、農業基盤整備TM 他

紀北県民局農林業振興・むらづくりTM 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合政策分野総括M)

定刻となりましたので、ただ今から、平成15年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会を開催させていただきます。座って進めさせていただきます。

本日、委員の方7名でございますが、朴先生が少し遅れるということで今連絡入ってございます。この審査委員会の条例6条の2に基づきまして、本委員会が成立していることをまずご報告いたします。申し遅れましたが、私公共事業再評価委員会の事務局を担当しております川口でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本日はご審議をお願ひする前に、農林商工部むらの活力づくり支援チームより委員会に報告事項がございますので、若干お時間をいただきたいのですが、委員長よろしいでございますか。

(委員長)

いかがでございましょう、ちょっと説明の時間が。よろしゅうございますか。では、お願ひいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

そうしたら簡潔に、むらの活力づくり支援チームの方からご説明願ひます。どなたです

か。今、資料を配っていただいておりますか。マイクはありますか。

(むらの活力づくり支援TM)

おはようございます。むらの活力づくり支援チームマネージャーの片山でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきます。

ふるさと農道道行竈についてでございます。この地域、南島町大方竈地域につきましては、集落の出入口が1箇所しかないこと、しかも、道路幅員が2m以下と狭小であることから、農産物の流通はもとより、日常生活においても支障が生じております。これらの状況を解消するため平成10年度にふるさと農道整備事業により、この道行竈地区につきまして着手することといたしましたが、当初の計画路線につきましては、用地に関連して強硬に反対される方がみえ、地域の方々とも連携してご理解いただくよう努めてまいりました。しかしながら、結果といたしましてご理解いただくには至らず、平成12年度からやむなくルートの見直しを行うこととして、現在まで見直し作業を進めてまいっております。

この見直し作業につきましては、ルートはほぼ決定しておりますが、課題といたしまして、そのルートのほとんどがトンネルになったことから、多量の工事残土が発生し、その処分地への残土の運搬が海上輸送となり、養殖業者の方々や地域の方々の理解を得る必要があること。また、地権者の1名の最終同意が得られていないことがございまして、今年度中にはこれらの調整を終えて、平成16年度には本事業地区の再評価をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたしますと思います。

(公共事業総合政策分野総括M)

ただ今、報告ならびに説明がありましたように、ふるさと農道整備事業道行竈地区の再評価を延期したいとのことですが、委員長どうでしょうかね。

(委員長)

15年度入ってくるはずの、今ご説明ありました道行竈の延期のお願いですが、委員の方々いかがでございますでしょうか。延期よろしゅうございましょうか。はい。それでは、延期につきまして、問題を早く解決していただいて、なるべく早く再評価の委員会に上げていただくことをお願い申し上げます。

(むらの活力づくり支援TM)

ありがとうございます。16年度ぜひよろしくお願いいたしますと思いますので。

(公共事業総合政策分野総括M)

どうも貴重な時間頂戴いたしましてありがとうございます。それでは、むらの活力づくり支援チームの方、できるだけ早く再評価を行えるような格好で進めていただきたいと思います。

それでは、長らくお待たせいたしました。委員長、ご審議をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい、承知しました。それでは第2回の審議会開催いたします。その前にもし傍聴希望の方がおられましたならば。どうでしょう、原則公開ですので、委員の方々、傍聴希望者がおられたら入っていただくということでよろしゅうございますか。もし、傍聴希望の方がおられましたら、入っていただくようお願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

はい、傍聴の方よろしいですか。

(傍聴者の入室)

(委員長)

では、傍聴の方々お待たせいたしました。傍聴要領に沿って、議事進行によりしくご協力をお願いいたします。

それでは、第2回の審議に入ります。事務局の方から本日の議事進行について、よろしくご説明をお願いいたします。

(公共事業政策TM)

それでは、本日の議事進行について説明させていただきます。その前に前回の委員会で説明させていただきました審査対象箇所の変更について一部説明させていただきます。お手元委員会資料の04番、赤いインデックスの付いておるものがございますが、これの資料3の4ページをご覧ください。県事業としましては、36箇所前回説明させていただいたのですが、37番、38番、39番の森林整備事業を今年度追加させていただいて39事業ということでお願いしたいと思います。

それから、5ページでございますが、市町村事業でございます。前回説明させていただいたときは12箇所あったのですが、一番上の101番森林整備事業を下に補足説明にございますが、こういう形で次年度にお願いしたいということで、今年度は11箇所をお願いしたいと思います。合計、県事業、市町村事業合わせて50箇所の再評価となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、今回審議していただく箇所とその進め方について説明させていただきます。戻っていただきまして3ページでございます。3ページの一番右側の審査箇所の欄にの付けてある箇所、計8件が今回の審議箇所でございます。この進め方でございますが、まず上から4番と5番、4番の湛水防除事業と5番の地盤沈下対策事業でございますが、同じ地区ですので一括して説明させていただきたいと思います。次に6番の海岸環境整備事業を1箇所。次の7番の一般農道整備事業と8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業も、事業名は違いますが類似事業でございますので、一括でお願いします。次に9番から11番のふるさと農道整備事業3件でございますが、同種事業ですので一括して説明させていただきます。

本年度、先ほど説明させていただきましたように50箇所ということで、大変箇所数が多いので、事務局としまして効率的な説明をさせていただくという観点から、説明

者の方の時間管理ということで、鈴を用意いたしまして、10分の説明ということでお願いしているのですが、8分で1回、10分経過後に2回、その後2分経過ごとに2回ずつ鈴を鳴らせていただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(委員長)

はい。今事務局から今年度、そして第2回の進め方についてご説明がありました。そしてまた鈴のことについてもご説明ありましたけれども、ご意見ございましょうか、進め方、鈴の使用について。ようございませうか。はい、ありがとうございます。それでは、今事務局から説明いただきましたとおりお進めください。鈴につきましても、本年度は50と審議案件が多いようですので、事務局の説明のとおりにしていただきたいと思います。説明者の方は鈴が3回鳴らないよう、できるだけ10分程度で再評価の視点をしっかり絞って、ご説明お願いいたします。

また、委員からの質問に際しましての回答は、趣旨を把握されてよろしく簡潔にお願い申し上げます。事務局の方も議事進行が円滑に進むよう、ご配慮お願い申し上げます。事務局よろしゅうございませうか。

(公共事業総合政策分野総括M)

わかりました。質疑等の中で議論等が複雑になってきた場合、事務局の方で要約させていただく場合もあるかなと思うんですけど、そのような格好でも私どもの方やらせていただければと思っていますので、委員長よろしくお願いいたします。

(委員長)

委員の方々、よろしいでしょうか。場合によっては事務局の方で、それぞれ内容、意見、要約する場合もあり得るということですが。はい。それでは事務局、今のご説明のようによろしくお取り計らいください。

(公共事業総合政策分野総括M)

はい。

4番 城南地区湛水防除事業 桑名市

5番 城南地区地盤沈下対策事業 桑名市

(委員長)

では、ただ今より審議を行います。本日の終了予定時刻はおおむね午後5時とし、途中休憩を挟みまして、できる限り本日中に意見書をまとめたいと存じます。

それではただ今事務局からご説明がありましたように、4番の湛水防除事業と5番の地盤沈下対策事業を一括して説明をお願いいたします。

(農業基盤整備TM)

失礼いたします。農業基盤整備チームマネージャーの森田でございます。先ほどござい

ました湛水防除事業ならびに地盤沈下対策事業につきまして、一括してご説明申し上げたいと思いますので、どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。座ってご説明申し上げます。

まず、湛水防除事業ということで、資料は4 - 1でございます。事業名は湛水防除事業、地区名は城南地区でございます。着工は平成5年度からでございます、関係市町村は桑名市でございます。

当地区は揖斐川と員弁川に挟まれました桑名市の最下流に位置しておりまして、標高的にはマイナス標高の水田地帯でございます。地区内排水の排除は機械排水に頼らざるを得ない地域でございます。この後説明いたします地盤沈下対策事業城南地区と同一地区ということでございまして、この2つの事業の関係についてご説明申し上げます。

先に示しておりますのは、地盤対策事業の受益地257haでございます。次に示しますのは湛水防除事業の流域で960haでございます。さらに網掛けされた部分、この部分が湛水防除事業の受益地でございます226haとなっております。地区内の状況でございますが、地区内中央を新堀川が流れておりまして、この最下流に排水機場が位置しております。また、地区内の営農状況ですが、水稻を主として施設作物にも力を注いでおります。

それでは、湛水防除事業の説明に入らせていただきますが、湛水防除事業とは立地条件の変化により排水条件が悪化した地域を対象に、排水施設の再整備を図る事業でございます。湛水被害の発生を未然に防止いたしまして、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図り、あわせて国土の保全に資することを目的としております。

整備水準といたしましては、20年に1回程度発生する雨、これを基準降雨といたしまして排水量を算出いたします。連田状に30cmの湛水と、湛水時間24時間を許容させる条件のもとで排水ポンプを設置するものです。流域は960haでございます。受益面積が226ha。関係農家戸数は214戸でございます。

当地区の排水対策は昭和27年のダイコウ干拓事業で排水ポンプが設置されましたが、その後度重なる洪水被害を解消するために昭和37年湛水防除事業で整備が行われまして、1,300mmの新設ポンプと1,300mm、800mmの旧ポンプをそれぞれ整備いたしまして、地域の湛水被害の解消を図ってまいりました。

しかし、その後の地盤沈下、耐用年数を経過しましたポンプの能力低下等によりまして湛水被害は増大の一途をたどっている状況でありました。この状況に鑑みまして、昭和57年に国土交通省により2,000mm3台のポンプが設置されました。さらに平成5年の本湛水防除事業によりまして、大規模湛水被害を未然に防ぐとともに、水田の高度利用を一層図ろうとしておるものでございます。写真は平成2年9月の大雨による被害状況で、3日間連続雨量が279mm、住宅被害床上浸水29戸、床下浸水20戸、水稻・野菜等の減収被害もございました。

湛水被害の増加につきまして、その原因についてご説明申し上げますと、まず1つ目といたしまして、ポンプの老朽化によります能力低下。これが200 /minの吐出量の低下となっております。次に2つ目といたしまして、昭和37年から平成13年度までに0.8~1.2mの地盤沈下が原因となりまして、沈下によるポンプ揚程、ポンプの汲み上げる高さでございますが、それが増加いたしましたことによりまして82 /minの吐出量の低下となりました。また、樋門が沈下しましたことによりまして自然排水が不可能となり、城南樋門

の機能が停止いたしまして、樋門は53年度に撤去されました。そして、伊賀町排水機が機能停止したため、その流域180haが増加いたしまして、684.86 /minの流出量の増加となりました。3つ目といたしましては、宅地等の転用など都市化の拡大によりまして、55.62 /minの流出量の増加があります。

以上のことから、吐出量が282 /min低下いたしました。そして、流出量の増加が684.86 ございました。その結果、湛水被害が増大し、湛水時間は15時間増し、最大の湛水深も5cm増加いたしましたために、本事業の実施によりまして、湛水時間を23時間、湛水深を47cmまで下げるものいたしました。

流域の変更としてご説明いたしました伊賀町排水機の停止によります180haの増はこの区域でございます。赤く示している所が、宅地等に開発された201haでございます。なお、紫で示している所は当初より宅地であった所であり、緑の線で囲まれた部分が農業振興区域でございます。

続きまして、事業の進捗状況をご説明申し上げます。当地区は平成5年度より事業着手いたしまして、総事業費29億1,900万円となっております。平成14年度までに排水機場が完成し、19億9,780万円で68.4%の進捗でございます。平成15年度は1億9,000万円で、除塵機を設置および場内整備を行いまして、少しでも早い排水機の稼働に向け努力いたしているところでございます。平成16年度からは、旧機場、旧樋管の撤去と揖斐川の堤防復旧に着手をいたしまして、平成18年度の事業完了を予定いたしております。

事業が長期化した理由でございますが、当初排水機場などの構造物の基礎は、直径60cm、長さ40mの鋼管杭による完全杭支持工法と考えておりました。しかし、実施にあたりまして、国土交通省との詳細な協議を進める中で、近年当地区のような軟弱地盤の地域におきましては、周辺地盤と同様に沈下をいたします沈下追従型基礎工法に変更すべきであるとの協議結果を踏まえまして、工法の変更をいたしました。この工法はサンドコンパクション・サンドドレーントとプレロードによりまして、軟弱層を先行沈下させます基礎地盤の安定化を図る工法でございます。この先行沈下に要する時間が必要となりまして、事業が長期化することとなっております。

次に、各年度ごとの主な事業内容と事業進捗率を示します。事業費の年度割でございまして、平成16年度以降破線で囲った所が予定でございます。15年度の1億9,000万を実行いたしますと75%の進捗になります。

続きまして、経済効果の説明をさせていただきます。当地区の平成15年度に換算いたしました総事業費は3,012,661千円となります。これに対します妥当投資額は3,273,251千円となりまして、投資効率は1.09となります。この妥当投資額の算出方法でございますが、湛水防除事業におきましては、事業を実施しないとした場合の計画基準年の洪水における被害を想定いたしまして、その被害額を妥当投資額として出しております。

予想被害額につきまして詳しくご説明をさせていただきますと、農業被害額といたしまして、2,514,777千円、これは全体の77%を占めております。農業被害額の内訳といたしましては、農作物・農地・水路とか道路とかいった農業用施設、農機具やハウスなどの農業資産、また排水機場の維持管理の軽減額を維持管理節減額として計上いたしております。

次に一般公共被害額の内訳といたしましては、市道などの公共施設、住宅・事業所などの復旧額と、旧機場、旧樋管撤去により発生いたしますコンクリートがらにつきまして、

再利用されるとしての骨材のリサイクル費を計上いたしております。

地元の意向でございますが、地元住民は旧機場では対応しきれない洪水被害がいつ起こり得るかわからないという強い不安感を常日頃から抱いておりまして、一日も早い新設機場の稼働を心待ちにいたしております。このため事業の早期完了を熱望いたしておるところでございます。

最後に今後の方針といたしましては、平成 15 年度のできる限り早い時期に除塵機の設置を行いまして、一日も早く新排水機場が稼働できるように工事を進めていく所存でございます。

続きまして、同地区の地盤沈下対策事業につきまして、ご説明を申し上げたいと思えます。資料といたしましては 5 - 1 でございます。事業名は地盤沈下対策事業、地区名は城南地区です。着工年度は平成 5 年度で、関係市町村は桑名市、先ほどの湛水防除と一緒にございます。

当地盤沈下対策事業は、受益面積が 257ha、関係農家戸数が 476 戸でございます。この地域は先ほどの湛水防除事業の説明の中でも申し上げましたとおり、現在に至るまでの地盤沈下が激しく、用水路は老衰、水路の不陸によりまして、通水量低下など機能障害を発生させておりました。また、排水路は法面崩壊及び勾配変化や水路底の凹凸によりまして、流下能力の低下が生じました。満足な排水ができず、農業経営の障害原因として悩まされてきておりました。先のご説明いたしましたとおり、湛水防除事業と地区は同じ所でございます。

農業施設の機能障害でございますが、この地盤沈下の結果生じる用水路や排水路などの農業用水施設の機能障害といたしまして、図にお示しいたしますように、地盤の不動沈下から生じる通水断面の減少や、既設水路の漏水による流量不足でございます。これらの農業用施設の機能障害によりまして生じました農地農作物の被害防止、及び農業用施設の機能が 30%以上低下した施設の機能復旧を行うための防災対策を行う事業が地盤対策事業でございます。

地盤沈下の状況でございますが、当地区内では地盤沈下量の観測を 12 箇所の観測水準点で毎年行っております。12 箇所のうちの 1 地点の沈下量の経年変化のグラフでございます。昭和 31 年に工業用水法による揚水規制が始まりました。昭和 47 年には三重県公害防止条例による揚水規制が始まり、昭和 60 年には濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱が閣議決定をされました。近年における 5 年間は 0.2cm 上昇し、昭和 60 年からは 1 cm 程度の沈下量でほぼ横ばい状態となっております。今後の沈下予想といたしましては、その他の地区内観測結果及び近年の地下水上昇傾向から判断いたしまして、沈下はおおむね沈静化傾向と予測されます。

続きまして、事業の進捗状況をご説明申し上げます。当地区は平成 5 年に事業着手を行いまして、工事内容といたしまして用水路の改修が 26,807m、加圧ポンプ場 1 箇所、ポンプ 400 mm が 3 台でございます。及び排水路の改修 10,711m を計画し、総事業費は 3,465,000 千円でございます。平成 13 年度に新設の加圧ポンプ場が完成いたしまして、平成 14 年度で 68.7% の進捗状況となっております。平成 15 年度には用水路工 2,233m と排水路工事の 55m を施工し、平成 16 年度以降におきまして、用水路 5,555m と排水路工事の 4,472m を施工し、平成 19 年度に完了を予定いたしております。

現時点の効果の状況といたしまして、用水施設につきましては、来年度から大半の地域への給水が可能となりますため、安定した用水供給を図ることができます。排水路につきましては、幹線がほぼ改修済みでございます、排水不良が解消されるようになり、湛水防除で建設されましたポンプの稼働によりまして、今後被害の軽減が一層図れるようになります。

次に、各年度の事業費及び進捗率を示した表でございます。先ほどのと同じように赤で囲まれた部分は16年度以降の予定でございます。平成15年度71%の進捗状況となる予定でございます。

事業が長期化いたしております主な理由といたしましては、公共事業予算が非常に厳しい抑制される状況の中で、いわゆる地盤対策事業にもその影響が出てきておることとでございます。

続きまして、経済効果の説明をさせていただきます。当地区の平成15年度に換算いたしました総事業費は、3,490,628千円となります。これに対します妥当投資額は3,790,635千円となりますので、投資効果は1.09となります。

次に、妥当投資額の内容についてご説明いたします。妥当投資額の内訳といたしましては、土砂流出防止効果として、排水路周辺の土砂流出部分の復旧額の軽減として27,324千円を計上いたしました。次に、干害防止効果といたしまして、用水路の改修により用水を安定供給できることから、用水不足に起因する干害の被害を防止することによる増収効果といたしまして292,407千円を計上いたしました。また、営農経費節減効果といたしまして、パイプライン化による営農の合理化で経費の節減ができるものとして5,904千円を計上いたしました。最後に更新効果といたしまして、旧施設の機能を有する施設を再建設するために必要な最も経済的な事業費といたしまして3,465,000千円を計上いたしました。

続きまして地元の意向でございますが、平成16年度にはポンプの稼働を開始いたしまして、安定した用水供給が可能となるために、地元から用水路の未施工路線に対して早期改修が待ち望まれております。排水路につきましても、湛水防除で設置されました排水ポンプの供用開始となるため、全線の改修が待ち望まれております。

最後になりましたが、今後の方針といたしまして、平成15年度以降の残工事であります用水路工7,788mと排水路工4,527mについて事業の進捗に努め、平成19年度の事業完了を目指しております。以上で2地区のご説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。鈴が一度も鳴らずに大変簡潔な説明ありがとうございました。今、2案件合わせてご説明いただきましたけど、ご意見もしくは確認事項頂戴いたしますが、どなたからでも、よろしく願いいたします。

(委員)

湛水防除事業のこの資料で言いますと6ページに流域開発状況図があります。宅地開発地が赤く塗ってありますけども、これは何年から何年のデータなんでしょうか。

それと、一番下にあたる樋門の所ですが、少し昔の資料を見たら養鰻場のようなものが



あったと思います。それが現状は埋め立てられて、事業の対象区域から外れているんですが、どういう土地利用なのか。養鰻場の中には遊水機能持っているんですが、埋め立てられると遊水機能がなくなるということになります。市街化区域ではないこういう場所で、転用がされるときに、これは湛水防除という視点から何か指導があるべきだと思うんですけど、どういう経緯があったのか教えてください。

(農業基盤整備Ｔ)

宅地開発のいつからという件なんですが、前回の湛水防除の計画が昭和 37 年ですので、37 年から今回計画しました平成 5 年の宅地の開発状況でございます。

それと、下流域の養鰻場の件なんですが、現在は湾岸道路の桑名インター、ほとんどの養鰻場の区域が湾岸インターの敷地として利用されております。確かに従前養鰻場であれば湧水池の機能を果たしておりました。今回もともと流域としてはその区域入れておりますので、若干面積の変更、湧水池の面積の変更はあったかと思うんですが、その部分についてはちょっと湧水池からインター敷地になったということで、どれだけ流出量が変わったかは、ちょっと計算上入れてありませんので、ちょっと確認だけさせていただきます。

(委員長)

今の回答、よろございますか。

(委員)

昭和 55 年ころには、そこは養鰻場だったんですね。湾岸道路でその後転用されたんでしようけども、そのときに例えば地下に貯水タンクをとれとか、そういう湛水防除に絡んだ交渉がなかったんですか。当然やるべきではないかと思うんですけど。

(農業基盤整備Ｔ)

当然、湾岸道路の計画は、今回の湛水防除の平成 5 年の計画を立てる時点では、既に道路が来るという計画は事前に示されておりましたので、今回の平成 5 年の計画時点ではそういう話し合いはなされております。

(委員)

それで、どういう対応があるのですか。

(農業基盤整備Ｔ)

今回、うちの湛水防除の計画、養鰻場からインターに変わるということについては問題ないということで、うちの計画を立てておりますけども。

(委員)

それでは、実質上そこが埋め立てられると、降った雨はどこかに行きますね。それは湛水防除用のポンプで外に出すのか、都市下水路で外に出すのか。問題をもう一回整理して言いますと、養鰻場も農林業ですね。転用されて、排水負荷がかかって、その排水負荷を

湛水防除、つまり農業側の事業で対応するのか、都市側で対応するのか、その辺がよくわからない。先ほどの処理区域には入っているけども、受益地から抜けているという経緯と、その辺が少し理解しにくいので、明確にしてほしい。

(農業基盤整備Ｔ)

この地域の排水計画の関係なんですけども、城南地域、うちの農林の湛水防除事業によるポンプと、それと諸々の流域開発ということで、市街化区域からの流出量も増えてますので、国交省ポンプと農林のポンプとそれらを合わせて排水ポンプとして計画しておいて、この図にもありますようにずっと水位が上がってきて、まずこの地域でポンプがかかるのは湛水防除のポンプでございまして、湛水防除のポンプ始動水位というのがマイナス 2.5 m、そこまで水位が上がると、まずうちのポンプがかかることとなります。

さらに、当然水の流出量の方が多いですから、どんどんどんどん地域内に水が溜まっていくと。それがマイナス 1.4mまでいくと、国交省のポンプがかかりますと。さらに、水が上がってきて制限推移マイナス 0.55 という水位、これ以上浸かると宅地等甚大な被害につながるので、制限水位を設けて国交省のポンプを 2,000 mmを 3 台据えて、これ以上水位は上げないという関係になっておいて、当然先ほどありました養鰻場の転用部分も含めて流域として、国交省のポンプと我が方のポンプと両方のポンプ計画があって、この地域の排水計画を立てていると。

それはお互いの計画を立てるときに協議をやって、単純に言いますと、水位が低い部分の排水は農林のポンプと。それ以上の高い水位の部分は国交省のポンプというふうに、お互い協力しあって、操作管理規則というルールを決めて排水計画を立てております。

(委員長)

よろしいですか、今の。はい、どうぞご質問。

(委員)

ちょっとわかりにくかったので質問したいのですが、今委員が言われたのと同じ 6 ページの図で、宅地等の開発地が先ほどおっしゃった昭和 37 年から平成 5 年の間に宅地化された場所というご説明だったんですけども、農振の区域内に随分宅地が開発されているようにお見受けするのですが、これはどういう経緯ですか。

(農業基盤整備Ｔ)

実際、地区内を調査して転用があったということで、個々にどういう理由で転用に至ったかというのは、ちょっと把握しておりませんので。それぞれこの農振地域内の農地の転用の理由を少し調査させてください。

(委員)

調べていただけるということですか。

(農業基盤整備Ｔ)

はい、調べさせていただきます。と言うか、主な理由でよろしいですかね。

(委員)

というのは、私たちの常識から言うと、農振の地区内にはまず宅地はつくれないというふうに思っていましたので、こんなにたくさん宅地に転用されている、それも最近と言えば最近ですよ。宅地に転用されているというのは、結局何らかの農業側の合意があって開発がされたとか、ミニ開発みたいなものがされたとか、何かそういうことなのかなというふうに思ったものですから。そういう形での転用の宅地開発を、こういうふうに虫食い状態に農地の中にやってきた場合に、それに宅地化が進んだことでの排水が増えて、地盤沈下が起こりますとか湛水被害が出ますというようなご説明が農林水産側があると、その尻拭いと言ったらおかしいですけれども、そのフォローをしなきゃいけないというようなかたちの事業のご説明があると、聞いている側としては何となく釈然としない。

要するに、農地としてやっていこうと決めた場所に宅地を許しておいて、その宅地からの排水で農村の排水がうまくいかなくなっていますと、地盤沈下もしていますということであれば、そもそもそこら辺から少し腰を据えてちゃんと計画していかなきゃ本当はいけないことなんじゃないかなという印象を受けるんですよ。やっぱり今見せていただくと、さらに農振までかかっているような地域にすら、かなりの宅地開発が行われているようだというご説明だったので、余計その感を深くしたのですけど。

(委員長)

農地内の宅地転用ということですけど、何かご説明ございます。ちょっとこちらの方、何か補足。

(担い手・基盤整備分野総括M)

今、委員、自分たちで首を絞めて、自分たちで原因をつくって、そしてまた自分たちで解決している。マッチポンプしているじゃないですかと、そんな感じの表現かなと思って。

実は、この昭和37年から平成5年までの状況をここへ示させていただいた。で、私どもは当然農用地というのは基本的には集団性が守られて、農地の有効な活用が図られるということを前提でしております。そんな中で、今回農振地の中で赤の宅地開発がなされている一つの理由と申しますか、37年から平成の前半にかけて、大変な成長の中で、爆発的な住宅化が進んだ。そんな中で、私どもは当然それを農村集落の中でも抑えることはできなかった。しかし、ここでご覧になっていただいてもわかるんですが、すべての所を我々は良しとしたわけじゃないんで、農地の集落の周辺、少なくとも宅地開発が成されるのは従来の集落の周辺に留めさせていただいた。この図面見ていただいてもすべての部分。私も桑名におったことあるんですが、すべての集落の周辺でのみOKさせていただいて、いわゆる農地のど真ん中にぽつぽつという、そういうふうないわゆる虫食いのことは極力避けさせていただいて、農地利用の側からもそのような指導をさせていただいた。

結果として虫食いじゃないかと言われるかもわかりませんが、ここの状況はいわゆる集落に近い所から我々としては認めざるを得なかった。そういうところで農地の方の対策としても、農地としての集団化を守りながら、何とか農地の確保を頑張ったというところか

など。ただ、その中であまりにも宅地開発が多かったと言われれば、これは致し方がないということかと思っております。

(委員長)

いかがでしょう、今のご回答で。

(委員)

ちょっと状況がよくわからないんですけども、例えばこういう場所の宅地というのは、上下水道というのは来ているような場所になってますか。

(農業基盤整備Ｔ)

先ほど説明ありましたように、例えばこの農振区域の中でこういった部分ですけども、当然旧集落というか宅地がありますので、上水道もっております。

(委員)

そうすると宅地化が進んだので、例えば井戸水を皆さん汲み上げているから、それだというような話ではないということですね。

(農業基盤整備Ｔ)

そういうことではないですね。

(委員)

私、農地の中に住まいが点在するということ自体けしからんというつもりはなくて、特に農家の方なんかは職住接近になりますし、風景としても日本の原風景に近いものだと思いますので、それ自体強硬に反対するというつもりはなくて、そう言うんじゃないで、ただ、いざ住宅を建てようと思ったときに農振地区というのは本当に建たないんですよ。私たちの実感から言うと建てられないんですよ。それなのにどうしてこんなにできちゃってるのかなというのが、わりと単純な疑問です。

そういうことをできるというのは、私たちから見ると、何らかの農業委員会なり農業機関なり何かのルートで許可が下りたのかなということを考えますと、そういう形で開発の許可を出すなり、宅地化をするなりという動きに荷担しておいて、排水が増えたという理由の中に宅地化をあげていくのは、ちょっといかがなものかというような感想の方が強いんです。その辺に関しては、今先ほどちょっと調べていただくというようなことをおっしゃってましたけれども。

(農業基盤整備Ｔ)

この地域を対象に、すべて調べることは困難と思いますので主な。最近というか近年には、やはり農振法なり農地法の許可を取って転用されておりますので、そういった資料で調べられる範囲で、転用理由なんかを調べさせてもらって資料を提供させていただきます。

(委員)

それと、ついでなんでちょっと付け加えたいんですけども、こういう形で農地がわりと多い所に宅地が開発されて、たまたまそういうことあまり意識なく住み着かれたような方たちもいると思うんですよね。農家の息子さん、娘さんという方たちだけじゃなくっていらっしゃると思うんですけども。それで例えば新しい住民が来たときの農家側と、例えば汚い排水が流れるだとか、今言った田んぼの湛水がすごく起こるようになったとかということから、新住民・旧住民のいさかいを生むような、やっぱり水の問題というのは結構両方とも死活問題なので、きっかけになることというのは少なくないと思うんですよね。

そういうことで、逆に同じ地域に住む人同士がいさかうようなことを誘発しまってはいけけないなということもやはり思いますので、排水がらみのトラブルだとかそういうことのないように、やはり上手に開発なら開発も含めて総合的に考えていただかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

(委員長)

ちょっと今の資料提供につきましては、また後の方に回しまして、ほかに何か。どうぞご質問。

(委員)

私は両件の妥当投資額の算定についてお聞きしたいと思うんですが。例えば、地盤沈下対策事業の妥当投資額、9ページの所なんですけど、これは今まで私たちがいろいろやってきた方法ですと、名称は便益という名称を使ってたんですが、ここでは妥当投資額という名称になっているわけですね。それが、その理由をお尋ねしたいということと。

それから、9ページの場合は更新効果というのが全体の投資額の中の34億を占めていて、上3つの防止効果というのが3億6千かな。ということで、大幅に更新効果、旧施設の機能を有する施設を再建築するために必要な再経済的事業費というのが、ほとんどのボリュームを占めているわけですよね、更新効果として。その内訳をどういうふうに算定されたのかお聞きしたいのと。

そして、総事業費の内訳がここに明記されていないように思うんですよ。大まかな額は書いてあると思うんですが。それについて説明をお願いしたいと思っています。

(農業基盤整備T)

まず、便益と妥当投資額の言葉の関係なんですけども、この地盤沈下対策事業も湛水防除事業もそれぞれ災害復旧事業という事業の性格上、便益ではなくて想定される被害をもって妥当投資額としますという国の要綱要領の中の説明書きにもありまして、一般的にこの防災事業の場合、妥当投資額という名称で表現させていただいております。

それと、更新効果の方の3,465,000千円の算出方法なんですけど、ここに簡単に書かせてもらった旧施設の機能を有する再建設費のための最経済的事業費と。いわゆるこの地盤沈下対策事業の現時点の総事業費を入れております。と言うのは、既に地盤沈下によって排水路・用水路が壊れているというか、機能を発揮してない状況の中で、これを復旧する最経済事業費とは何ぞやということになるんですが、これを今の現状のように例えばオー

ポン水路、U字工のような水路で再び建設するのが安いのか、パイプラインでもって不陸が出た地形に合ったようにパイプラインで復旧するのが、どちらが最経済的になっとるんやというところから、その両方を比較して、今回最経済的な改修方法としては、用水路についてはパイプラインで改修するのが最経済的改修方法という認識のもとに、この更新効果3,465,000千円は今回の事業費をもって効果として計上しております。

(委員長)

委員、今の説明。

(委員)

その説明はわかるんですが、私は例えばこの同じような災害対策事業で、こちらの方はそういうふうに更新効果というのを分母の方におおまかに入っているのに、もう1つ前の事業について同じように地盤沈下の災害事業ですよね。それにはこういう更新効果のようなものが分母として入ってこないのは、そういうところ私理解が不足しているのかわからないですけど、なぜなのかなというふうに素朴な疑問を感じるんですが。ほかの委員さんはよかったですか。私だけがちょっと理解が不足しているのか。

(農業基盤整備T)

湛水防除の場合、対象とする施設というのは壊れておらず、機能低下を起こしている。ですから、それを直さない場合にどういう被害が起きるんやという想定被害額をもって、妥当投資額と湛水防除の場合はしております。

(委員)

事業によってそういうふうに算定方法が違ってくるんですか。

(農業基盤整備T)

同じ防災事業なんですけど、湛水防除事業と地盤沈下対策事業と、そういう妥当投資額の算出の仕方が違っておりますので。ですから、地盤沈下対策事業の場合は、先ほども言いましたように、施設を直すという部分の更新効果というところで含められるということで、湛水防除の場合は直しませんから、妥当投資額はどやってはじくんやという、直さない場合に起こり得る被害額をもって。

(委員)

まるごと入れて構わないということになるわけですか。

(農業基盤整備T)

はい。

(委員)

私は解釈としては、非常に地盤沈下の場合は、そういう被害額が大きく表れてこないの

で、どうしても分母の方にこういう更新効果というのを計算せざるを得ないというふうな非常に微妙なところがあって、こういう算定方法を選んでいるのかなというふうに思ったりするんですけど。

( 農業基盤整備 T )

というか、地盤沈下対策事業の改修の対象になるものは、今既に壊れかかっておったり、壊れたりしているもので、まさに災害復旧という性格の事業になってきます。それを元に戻すわけですから、それが最も経済的な工法であるのを前提に、元に戻して1ですよ。そこまでは戻してやらないかと。壊れてますから。

( 委員 )

それがこの表現で言う最経済的事業ということなんですね。

( 農業基盤整備 T )

はい。

( 委員長 )

ちょっとごめんなさい。更新効果について、ちょっと預からせてください。ほかにかかがでしょう。どうぞ。

( 委員 )

湛水防除事業の1ページの一番最初の所にあります事業の目的の所で、水田の高度利用の促進と書いてあるんですけど、ここの地域の水田の高度利用というのは、どういうことを意味するのですか。

( 農業基盤整備 T )

湛水防除事業の計画を立てるときに、当然湛水被害を解消するというのが大きな目的なんですけど、当然ポンプ計画を考える中で、ただ単に水稲だけが出来るような復旧方法ではなくて、当然今の時代ですから当然転作、麦・大豆が出来るようなそういった区域も。受益面積全体じゃなくて、受益面積の例えば2分の1、半分程度ゼロの湛水になるような区域を設けなさい、設けるようにポンプ計画を立てなさいという事業の指導があって。ですから、その部分高度利用という表現になります。

( 委員 )

そうすると、水田が畑地に変わる可能性があるということですね。変えられる条件をつくらうということですね。結構つらい話ですよ。水田が遊水池的に機能を果たしている所をまた畑のようにあげてしまう。そうはならないのか。もう湛水防除事業で水が浸からない状態に安定させちゃうから、そこが畑であろうが水田であろうが、遊水機能というのは無視できるわけですか。

(農業基盤整備Ｔ)

ちょっと見にくいんですけど、先ほど委員の指摘ありましたこの10分の1湛水区域というのがあって、これ以外の所はいわゆる20分の1のときに24時間は浸かってない、いわゆる転作可能な区域ということになります。ですから、全部が高度利用できているわけではなくて、やはりこの受益の中のこういった部分については、高度利用も可能な農地に復元しているというところですよ。

(委員)

そうすると、それを目標にある程度計画をしていくと。そういう状況をつくろうということで、ポンプの容量を大きくしたりとかという努力をされているというふうに理解すればいいわけですか。

(農業基盤整備Ｔ)

ポンプのこういう組み合わせによって、そういう区域ができるように計画を立ててございます。

(委員)

先ほどの宅地化のときの議論の少し調べてみますというお話をいただいたんですが、農業委員会などで転用の許可を出していると思うんですけど、その中に湛水防除、湛水被害と転用に対する議論というのが行われていたかどうかというのが、特に私としては興味があるので、そういう議論があれば、あるものとないものをちゃんとピックアップしてやっていただきたいと思うんですよ。

やっぱりこの地域で農地をどう使っていくかということにおいて、こういう県費なり国費なりの大きなお金がそこに入っていくわけですから、そこにおいての農業委員会の農地への責任というのは、単純に農業の推進だけではなくて、そういう補助事業に対する責任みたいなものも当然あるんだろうというふうに、私は理解をしておりますので、その辺をしっかりと調べていただきたいのと、私は個人的には思っております。

(委員長)

はい。ほかにいかがですか、どうぞ。

(委員)

地盤沈下のことで9ページになっている、先ほど委員からも質問が出たところで、私もまったく同じなんですが、更新効果のところの部分が約3,460,000千円ですか。全体の・・・(テープ交換)・・・何て言うんでしょうか、効果に比べると、ほかの上に挙げられている3つの項目に比べると更新効果の所がほとんどだということでありながら、ここの説明と内訳の所は書いてないんですよ。特に、内訳の所の部分は全く何も書いてなくて、効果の説明の所とほとんど同じの説明だけになっていて、いきなり総事業費幾らというふうになっているんですが。その上の所の部分は非常にわずかなことでありながらも、こういう効果があるよという内訳が書かれているので、そういったようなところの内訳というところ



の部分に 34 億 6 千万に関する部分はあまりにも説明がされていないということなんですが。

そこに関連して、その前段にあるグラフがありますね。このグラフとどうやって見て。これは事業の進捗状況のところでは事業費と進捗率というところがあるんですが、効果に関しては後で出てくるものですから、こういうところには書けないし、ちょっと性質の違うものだと思うんですけども、そういうところの中では何年度にどのくらい進捗できて、そこに得られているベネフィットというものがこういうものなんだということは、両方照らし合わせながらある程度想像がつくにもかかわらず、更新効果一番肝心なところの部分では出された資料どんなに組み合わせせて見てもちょっと理解しにくい。それに関する説明を、ちょっと具体的に内訳の部分の説明をお願いできますか。

(委員長)

ちょっとお待ちください。農地内の宅地転用、他用途転用、それから今疑問がありました更新効果、そして先ほどの用語高度利用、当然これ我々部外者にとっては非常にわかりにくい言葉で、技術屋さんにはわかると思うんですけども。これはもう本体事業は済んで後残事業でございますので。それからさっきちょっと次回農地転用については説明いただける調査をしてということですので、私個人としては、特に最後委員のご質問、ちょっともう一度よく個人的に聞かれて、次回ご説明していただきたいと委員長勝手に思うんですが、いかがでしょう。評価送りにするのですが。いや、それをご相談なんですけれども。もう残事業ですので、事業そのものは私は問題ないと思うんですが、いわゆる説明をもう一度していただければどうかなと思うんですが。

(委員)

今日、説明ではいけないの。

(委員長)

というのは、先ほど私預かりにしました農地転用とか、それから更新効果もちょっと預らせていただいたんですけど、ちょっと私も理解できない面がありますので。決して事業そのものを否定するというのじゃなくて、あくまでもご説明がちょっと我々素人にはわかりにくい面があるということで。いかがでしょう、私個人はもう一度、先の調査の結果も含めて、次回簡潔にご説明いただきたいと思うのですが。

(委員)

私自身はそれでも結構かと思えます。資料を少し。多分、事業全体としてはそんなに問題ないんだろうと思いますが、やっぱりこれだけの費用をかけるにおいて、少々専門的すぎるなというのが感じとしてはありますので、わかりやすくしていただければ。

(委員長)

ですから3点、農地転用のいわゆる許可云々、どのような実態なのかということと、それから更新効果について、地盤沈下対策と湛水防除とその統一性、もしくはこれはそもそも

も算定方法が違うんだという、そのあたりの我々にわかるご説明。それから、高度利用はもう解決したんですけれども、いわゆる最後絵で見せていただいたように、全面的に高度利用するんじゃないんだということで、この3点に絞ってもう一度ご説明お願いいたします。

それから、しり馬に乗って勝手なこと申し上げるんですが、私個人としては、地盤沈下が収まったところで地盤沈下追従型工法をなぜ採用したのかなという。これもまたちょっとご説明いただければありがたいです。いや、次回で結構です。

(委員)

湛水防除事業の方ですけども、5ページに被害の原因が書いてあって、施設設備が老朽化した、それから流域が変更したというのは、わかりました。宅地化の拡大には、今までの議論を踏まえると、市街化区域の宅地化と農振地域の宅地化があるんですね。市街化区域の宅地化の方は都市側の施策として、排水がされるというふうに理解をすると、農振地域の宅地化について誰が負担することになっているのでしょうか。この湛水防除事業はどこかで揚水して地盤沈下する、原因者が比較的特定しにくいから、公共事業として対応するという論理になっているはずなんですね。

農振地域については、市街化調整区域に指定されており、ここは市街化させないというかたちになっている。しかし宅地化しているわけですね。現状の法制度ではなかなか抑制しきれないんですね。例えば、農家の次三男とかやむを得ないものがある。そのかわりそれらは排水負荷増大の原因者となっているわけです。今は農振地域の宅地化による排水負荷の増大を公共的に対応するのか、原因者がはっきりしているんだから排水負荷については原因者が負担するのか、少し混乱といいますが、はっきり整理できてない気がするんです。

農振地域の宅地化については、本来家を建てられない所だから、排水負荷が増大しないはずですよ。やむを得ないかたちであってもそこに家を建てるんだったら、排水負荷は原因者が負担すべきというふうにするべきではないかなと思います。

農振ゾーンの宅地化というのは、原因者が特定できるのだから、原因者に負担してもらったらいんじゃないか。例えば、敷地単位で貯留槽をつくるとか、排水のピークをずらすような何か処理をしてもらうとか、そういう手はあるのではないかなと思います。

どこまで面倒みるのかというのがはっきりしないと、いろんな事情で農振地域で家が建ってきたら、排水負荷が高まります。例えば、10年後くらいにもう1回排水負荷が増大したので揚水ポンプの馬力を上げますというような話で、どんどん膨れてくるのではないかなと思います。農振地域は原則排水負荷をかけるような宅地化はあり得ないはずだとしたら、やむを得ない利用で宅地化をするんだしたら、その排水負荷は個人で対応してくださいというふうにすれば、この事業によって、繰り返し整備することは必要なくなるのではないかなという気がするんです。

だいぶ個人の意見を付け加えましたがこの事業でどこまで面倒みるのか、原因者と負担の関係をもうちょっと明確にしたらいんじゃないか。要するに、原因者が不特定なものは公共的に湛水防除で面倒みるという論理だったら、農振地域の宅地化は除いた方が論理的には素直ではないかなという気がします。

(委員長)

これは去年の松阪でもまったく同じ問題が出まして。鈴鹿でした、ごめんなさい。その前に松阪じゃなかったかな。現行制度で対応できない面もあると思いますけれども、今のご質問に対しては現行制度での限界点のご説明と。そして、今新しいお考えを述べられたんですけど、県としての矛盾をどう解決していくのか。もし矛盾を感じてられていれば、現行制度と。それも合わせて次回ご説明頂戴できれば。

繰り返し申し上げているのは、我々一般人から見るとどうも解せない面がある。もちろん制度的には当然制度に則ってなされているんでしょうけれども、そのあたりのわかりやすい説明ということ、ぜひお願いしたいのですが。項目は繰り返しません、もし今のご質問の内容で取れない場合は、ちょっと個人的にコンタクトしていただいて、質問の意図を明確にされて、次回ご説明いただけたらと思います。

繰り返しますが、もう残事業でございますので、本体云々じゃございません。ただ、ちょっと我々のいわゆる農地関係に関する用語の不可解さということをもう少し説明いただければと、そういう趣旨でございます。

(委員)

この地盤沈下対策の方で、事業が長期化した理由というのは、やはり予算が抑制されているからだと、こういう理由なんです、この事業が営農の大きな障害を排除するとか、今後被害の軽減を一層図るとか、地元が待ち望んでいるとか、こういう理由だろうと、まあ書かれているわけですね。7ページを見てもみますと、今後の予算の事業費の付け方なんです、例えば14年、15年に比べると、16年、17年、18年が極めて大きな予算が付いているわけですね。将来ますます予算が厳しくなってくると、このように考えられる時代に、16年以降19年の完成予定を目指して非常に大型予算が付いていると。

この予算の確保の見通しということについても、やはりもう少しきめ細かく実情に沿ったような予算を推定していただく方がいいのではないかと。何かこれを見てもみますと、19年の完成予定を目指してただ割り振っているような感じがしますし、もう一方の湛水事業の方にしても、非常に大型の予算が目的年度目指して割り振られていると。こういうふうな感じがしてならないので、これは希望でもあるわけですが、もう少し将来の予算については、きめ細かく割り振っていただきたいなと。このように思います。

(委員長)

予算の推定、なかなか難しい問題でしょうけれども、今委員が言われたことも、我々一般市民からすると単純な疑問でございますので、あわせてご説明よろしく願い申し上げます。事務局どういたしましょう。

(農業基盤整備T)

今の地盤沈下の今後の予定が。

(委員長)

今、右の茶色があまりにもフラットだということで、これ云々の話なんです。今ご説明できます。

(農業基盤整備 T)

一応、この地盤沈下対策事業というのは、地下水が条例等で規制されている地域で行えない事業、いわゆる三重県で対象になるのはこの桑名市と長島、木曽崎なんです。現在桑名市でこの城南地区と、桑名市のもう少し上流で東汰上地区というのがあって、2地区三重県で動いてあって、その2地区で国からの事業のシェアとして、約3億前後毎年割り当てがあって、どちらかへ。今までは東汰上地区と城南地区で、お互い事業の内容によって増やしたり減らしたりというふうに動いてきていたのですが、幸い東汰上地区は大きな排水機工事、ポンプ場の工事も終わりました、今後16年以降、地盤沈下対策事業としては城南地区1地区になりますので、2億8千万というのがだいたい三重県のシェアかなということで入れさせてもらいました。

(委員)

よくわかりました。もうぜひ事業年度内に完成をしていただくように、ご配慮いただきたいなと思います。以上です。

(委員長)

では、委員の意見は次回結構です。事務局、お願いします。

(公共事業総合政策分野総括 M)

はい。委員長、ありがとうございます。円滑にスピーディーに審査をやっていただくということからすれば、今ご提案のあったような格好でぜひお願いいたしたいと思います。次回、今指摘のあったことを先に、また順番は別にして、それをやっていただいて意見をもらうということで。この件について今日長々とまた議論をやっていっていると時間がたちますので、この2つの案件についてはこのような格好で締めていただければと思います。

(委員長)

では、ご説明ありがとうございました。宿題渡しましたが、次回よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

続きましては6番です。6番の海岸環境整備事業島勝地区のご説明をお願いいたします。

6番 島勝地区海岸環境整備事業 海山町

(農業基盤整備 T M)

それでは続きまして海岸環境整備事業島勝地区につきまして、ご説明申し上げたいと思います。資料番号は6-1でございます。まず事業名でございますが、海岸環境整備事業、地区名は島勝地区、着工年度は平成4年度でございます。所在地は北牟婁郡海山町大字島勝字和具でございます。図は位置図を示したところでございます。

これは航空写真でございますが、島勝地区は岩礁性の東西2つの岬に囲まれましたポケットビーチでございます。伊勢湾台風によりまして高潮災害を受けた後、高潮堤防が築堤をされました。しかし、平成4年度この事業採択当時におきましては砂浜が後退しており、堤防の基部洗掘の恐れがございました。また、海山町は昭和62年度施行の総合保養地域整備法に基づき三重県が昭和63年度に策定いたしました三重サンベルトゾーンに位置しております。自然景観豊かで海水の透明度が高いという特色を活かしまして、海岸環境整備事業におきまして離岸堤、養浜工等を整備することによります堤防の安全性を確保するとともに、海水浴場、レクリエーションの場として活用し、地域の活性化につなげていこうという意図で事業化したものでございます。

海岸環境整備事業の実施要綱におきましては、目的を農地保全に係る海岸地域において、国土保全と調和を図りつつ、休養の場としてその利用に供するための海岸整備を行うこととしております。具体的には海岸保全区域のうち海水浴場等のレクリエーション機能を発揮するために行う護岸堤、砂浜、遊歩道、管理施設等の新設または改良を行うことといたしております。

事業の概念図でございますが、既設堤防はそのまま利用いたしまして、離岸堤工、養浜工、階段工を建設いたします。附帯施設工といたしまして、ハウス、駐車場等の整備を行います。

事業内容の詳細についてご説明いたします。離岸堤につきましては、L=138m、自然景観を損ねないように、常に水面下に沈んでいる潜堤といたしました。養浜工につきましては、20,700㎡の面積を整備いたしました。堤防工、これは階段工でございますが、延長79mで、堤防の東西2箇所に建設いたしました。道路工につきましては、全長250m、内トンネルが130mでございますが、島勝漁港から海岸へ通じる侵入路でございます。以前は幅70cm程度の山道を上り下りして農地へ出ておったところでございます。附帯施設工といたしましては、植栽、駐車場、転落防止柵等の場内整備を実施いたし、シャワー室、トイレ、管理室からなるハウス、バースハウスと呼んでおりますが、これを設置いたしました。身体障害者の方や子ども連れ、高齢者の方にも快適に利用していただけるようにユニバーサルデザインを採用いたしました。三重県バリアフリーのまちづくり推進条例に適合した施設となっております。

事業の進捗といたしましては、全体事業費2,763,000千円で、予算や工事量からおおむね10年といたしまして、平成14年度の完了を目指して事業を推進してまいりました。平成14年度までに2,532,600千円で、離岸堤138m、養浜工20,700㎡、堤防工79m、バースハウスほか附帯工を完了いたし、進捗率は91.7%となっております。ところが、平成14年度に養浜砂の移動が観測されましたため期間を延長し、平成15年度において30,000千円で場内整備と砂の移動に伴う調査を実施いたし、平成16年度には本年度の調査結果に基づいた対策工事を実施していく方針といたしました。

事業が長期化した理由についてでございますが、海岸工事の場合、初めから理論に基づいて完全なものをつくるというのが非常に難しいということで、段階的な施工と考えておりますが、当島勝地区におきましては、平成14年から14年度におきまして養浜工を実施いたしまして、早期に供用を開始したところでございますが、養浜工を施工した後に、東の岬と離岸堤の間から侵入する波が十分に減衰しないで渚に打ち寄せるということで、砂

浜が侵食され西側に流されている状況が確認されたところでございます。台風が来ますと侵食も激しく、西側に堆積しました砂が溢れまして離岸堤の外へ運ばれる恐れがあります。離岸堤の外は良好な漁場となっているため、魚介類への影響が懸念されるところでございます。このことから事業期間を延長いたしまして、砂の安定対策の調査と工事を実施することといたしました。

経済効果についてご説明申し上げます。費用といたしまして、総事業費 2,763,000 千円を平成 15 年の価値に換算いたしまして 3,353,000 千円と維持管理費として年間 5 百万円、50 年分でこれも平成 15 年の価値に換算いたしまして 112,000 千円とし、これらを合わせて 3,465,000 千円といたしました。一方、便益についてでございますが、余暇空間創造便益といたしましてトラベルコスト法による利用便益を 3,901,000 千円と算出いたしました。また、災害防止機能拡充便益といたしまして、海岸侵食による土地の消失が防止される効果を 11,000 千円と算出し、合わせて 3,912,000 千円を計上し、費用便益比率は 1.13 となりました。

利用状況でございますが、平成 15 年 7 月 5 日に海開きをして以来、数多くの皆様にご利用いただいております。このご覧いただいております写真につきましては 8 月 10 日に撮影されたものでございまして、この日の入込客数は 538 名でございました。同じく 8 月 10 日の駐車場の状況でございます。このように駐車場が満車の状態でございますので、後日隣接の民地を無償でお借りし、駐車スペース約 20 台を確保しましたところでございます。

これは 7 月 5 日海開き以降の入込状況のグラフでございます。計画利用人数は年間 1 万人といたしておりますが、初年度でございます今年半分の 5 千人を計画しておりました。今年度は梅雨明けが遅れ、その後の天候も不順だったにも関わらず 8 月 26 日現在で 9,615 人のご利用がいただけました。多くの人に利用していただくために広報活動もいろいろしてございます。写真左からポスター、インターネットのホームページ。これは観光みえでありますとか、海山町役場、紀北県民局が出しているホームページと海山町の広報でございます。また、今後の参考とするために、バスハウスにおきましてアンケート用紙を置きまして、利用者の住所、宿泊先等調査いたしまして、意見を収集しております。

最後に今後の方針でございますが、現在実施している養浜砂の安定対策の調査に基づき平成 16 年度に工事を実施いたしまして、早期に完了させたいと考えております。また、海山町と協力をしながら、情報発信やイベントの開催等で入込客を増やすとともに、自然体験のコーディネーターとして地域の人材を活かし、体験交流、体験学習を進めるなど交流を図ることを通じて、地域の活性化を図っていきたくと考えております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の海岸環境整備事業島勝地区ですけれども、ご説明に対するご確認事項とかご質問頂戴したいと思っております。どなたからでも。どうぞ。

(委員)

いつも便益のことについてご質問して申しわけないと思っているのですが。この便益の算出の余暇空間創造便益の 39 億というのは、どういうふうな算定で出た数字なんでしょう

か。教えてください。

(委員長)

内訳ということですか。39億の算出。

(委員)

どの程度の入込数を予想されていて、どういうふうに出されたのかということが。

(農業基盤整備T)

一応、入込客数は本年度は7月5日からということで、今年は5千人を入込客数として計画しました。来年以降毎年1万人を入込客数として便益をはじいております。今後50年間を便益の期間として算出しております。内訳は地域別も考慮に入れなければならないということで、海山町の入込数を20%、それから東紀州の方が5%、それから県内の方が45%、名古屋方面からを20%、大阪方面からを10%というふうな割合で考えております。

(委員)

はい。それはこの入込状況で、8月10日現在で538人という入込数がありますね。それを根拠に一応今年5千人ということになっているわけですか。結構妥当な数だとは思っているのですが。そして来年以降倍になるといふものの根拠も、そういうことからのおおむねの算定、予想で出した数でよろしいですか。

(農業基盤整備T)

1万人という計画入込客数については、この東紀州地域の海水浴場の入込客数から計算して1万人という計画の数としました。それが妥当かどうかというのが今回実績で、7月、8月の期間で約1万人の入込があるということで、数字の妥当性が検証できたというふうに思っております。

(委員)

そうすると、結構重要な数字なので、資料の中に詳しくそういうのももう1枚加えていただけるとありがたいかなと思います。

(農業基盤整備T)

すいません。用意しておりますので、配らせていただきます。

(公共事業総合政策分野総括M)

今、用意しているの。それでは、配付してくれますか。手分けして配って。

(委員長)

トラベルコスト法はよく使われる方法なんですけれども、そのトラベルコスト法の詳細というのが。例えば、さっきおっしゃった何地区から何%とか、そして使うものが電車だ

とか車だとか、いわゆる基本的な計算の諸源というものを、ここを出していただければ非常にありがたかったということだと思います。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

これ事業目的が最初砂浜が後退して堤防の基礎部分が洗掘の恐れありというふうに書かれて、それからスタートした事業だというふうに理解するのですが。私そこに住んでいるので、少しその地域よく知っているんですけど、後背地の農地というのはあまり生産されていないような気がするんですけども、この事業を始めるまでの5年間くらいのその農地の生産額というのは幾らくらいあったんでしょうか。

つまり、堤防で守らなければいけないというものがまず前提にあって、ここは絶対に守らないといけないからこの堤防を、この海岸を何かしようと。そこで、その海岸が非常にきれいだから、こういう環境整備をやるうじゃないかというのが普通ステップだと思うんですね。逆に海岸整備をやりたいからというのではおかしいわけですから。農地を守らなきゃいけないわけですから。そういう意味ではどこかにあるんでしょうか。

もう1つ、かなり農地を潰していますよね。もともとあった農地がどのくらい残っていて、その農地の今の利用計画がどうか。

ついでに全部聞きます。その島勝地区というのはかなり民宿もあると思うんですけど、当然ここに二十何億の金額が入るわけですから、島勝地区の民宿等がこれをどう利用していくかという計画等が、当然県としてはその分を要求しないと。こういう所にトンネルまで入れて大きな投資をするのはおかしな話なので、その計画はどのようになっているのかということをお教えてください。

(農業基盤整備T)

背後農地の現状の収益額については、ちょっと手元に資料ございませんので、回答。

(委員)

付属資料の5ページ。

(農業基盤整備T)

すいません。書いてあるとおり、収益額はございません。

(委員)

そうすると、この計画を始めるときの堤防が侵食を受けながら堤防で守らなければいけない農地というのは、どの辺に意味があったのですか。

(農業基盤整備T)

効果の方にもはじかせていただいたんですが、農地そのものを守っていく。効果額の中で堤防がなくなって、農地が侵食による土地の損失という部分の効果を上げておるんですけども。



(委員)

その土地が1,100万ということですね。

(農業基盤整備T)

そうです。

(委員)

最初1,100万の農地があって、そこに1,100万の農地を守るためにこの堤防を強化しようということから始まった事業のわけですね。

(農業基盤整備T)

当然、その農地を守るということからスタートしたんですが、町の方との話し合いの中で、当時そういうサンベルトゾーンとリゾート法の関係で、やはり地域の活性化も含めたかたちでの整備というのを町の方と話し合いをして、海山町の中で陸域というかキャンプイン海山というのが一つ陸域での集客交流施設。一方、海側の集客交流の拠点として、この島勝のこの海岸を利用して交流拠点にしていこうという。行政の側だけになってしまった感はあるのですが、そういったいきさつでこの海岸環境整備事業という、ただ堤防を守る、堤防を改修するというだけじゃなくて、幅広く利用できるように海水浴場として整備計画を立てたということです。

(委員)

工事ももうじきこれ終わりなので、最後は仕上げればいいとは思んですけど、スタート段階の農地を守るころから大きなこういう海水浴場をつくるまでの動きというのは、あまり適切な状況のままいったような気はしないんですね。

極端な話、三重県中ってこういう、ある意味では守るべき対象の少ない堤防がいっぱい残っているわけです。いつも僕は海岸事業で思うんですけど、どこかもう堤防やめちゃってもいいんじゃないのというふうな海岸が、当然三重県ってあるはずなんですね。例えば、この海岸は後ろにある農地はわずかしなくて、事業を完成し終わった後この図面見ますと、かなりの農地が潰れていて、ひょっとしたら農業生産将来しないかもしれない。そういう海岸を果たして守ってかなきゃいけないのか。確かに海水浴場つくことは、県民としてメリットはあるのかもしれないですけど、海岸を守るという意味では、果たしてこの海岸は守るべき海岸だったのかどうかというのは少々疑問に思うんですよ。

つまり、この堤防は朽ちるに任せて安全に朽ちさせたらどうだと。そんな海岸というのは、あるわけですね。トンネルなかったら人が行かないわけですから。そういう判断が本来公共事業のどこかに働いていかないと、もともとは農地だったのかもしれないけど、長い間に農地ではなくなって利用されなくなった。しかし、堤防があって堤防が壊れかけた。じゃあその堤防を補修しよう。ちょうどリゾート法だから、そこに海水浴場つくろうじゃないかということで、最終的に二十数億の事業が入っていくというのは、やっぱり私としては事業の流れとしてはどこかいびつだったんだろうというふうに思うんですね。判断の甘さがあったような気がする。

結果的にはこの海水浴場としての機能としては果たすのかもしれないですけど、農業の事業のチームがここをやっていくことに、あまり私はまっとうな考えではないんだろうなというふうに思います。特に、海水浴場というふうな話であれば、その地域の当事者である島勝の住民の方々が、これに対してどういう計画をつくったのかというのが非常に興味があるわけです、町ではなくてね。その辺をもう1つ、最後に教えていただければ。

(公共事業総合政策分野総括M)

ちょっと、私の方から。今、委員の言われているのは、さっきの説明者の方も要は最初の経緯は背後を守るためにというような格好からスタートして云々という説明があったけど、私聞いておってちょっと疑問に思ったのは、あくまでもこれは海岸環境整備事業という事業でもって整備を行っていくという事業のはずですから、要は背後を守るという防災的なことも結果としてはあり得るけれども、あくまでも背後の環境整備というのがメインという格好でのこの事業の解釈、あるいはそういう一連の線上での説明じゃないとおかしいのと違うんですかねと。ちょっとそこに疑問があるので、もう一回再度そこら辺、位置づけを説明していただけますか。

本当に背後を守るということが最初に来て、それと合わせて環境整備事業をやっていくという言い方になるのか、環境整備を行っていくと、そういう中で結果として防災効果も表れると、どちらなのか。ちょっとそこら辺、明確にやっていただいた方がよくわかるんじゃないかと思えますけれども。

(農業基盤整備T)

海岸環境整備事業の事業目的になってくると思うんですけども、一応海岸環境整備事業の目的としては、国土保全と調和を図りつつ休養の場をとということから、国土保全、いわゆる農地を守るという前提があって、調和を図りつつ休養の場としてその利用に供するために海岸整備を行うというのが事業の目的ですので、当然背後農地を守り、その整備の方法として地域の交流の場、活性の場となるような、今回の場合海水浴場ですけども、海水浴場の整備を行ったということになるんですけども。

(委員)

私は結果的に人がたくさん使われて、県民の皆さんがここを利用されれば、さっきの数字でちゃんと効果が出ているんだというふうなことであれば、大変結構なことなんですけど。やはりスタート段階で今おっしゃられたように、ここだけに限らず農地を守るというふうな前提から始まる事業が多いわけですが、そのときに最初に考えなきゃいけないのは、果たしてそれが例えば堤防があるとしたら、それをもう一回補修しなければいけないのか、もうそれは安全に自然に朽ちるに任せて自然の海岸に戻すのかというのは、結構今後三重県としては海岸事業の考えどころがあるんだろうとは思うんですね。

つまり、もっともっと急速に金をかけなきゃいけない海岸事業もあるだろうし、それこそ本当に人が住んでいる、ここ人住んでないですから。人が住んでいて農業生産が活発に行われている所にもっと金をかけて、朽ちるに任せていい堤防が出てくるというくらいの判断が、今後いるんだろうと思うんですね。それが象徴的にここで起きているような気が

するんです。結果的には海岸事業として、ある意味では観光的な使い方として確実に成果が上がったのかもしれない。

今後もしこういう事業をやる場合に、そういう観光的な話であるならば、やっぱり地域の中で直接メリットを受ける、例えば民宿の人たちだとか、そういう人たちの利用計画とかそういうものを同時に進めていくくらいの計画を立てる必要があるんだろうと思うんですね。今までいくつかこの手の海岸事業、つまり海水浴場をつくるというふうな所を何箇所か審査した記憶がありますが、やっぱりどれも何となく釈然しないところがあるわけです。砂を例えば多分九州だとか対馬だとか、そっちの方からわざわざ遠方からエネルギーをかけて運んできて、それでもものをつくっていくということの事業全体としては、やっぱりかなり真剣に考えなきゃいけないんだろうと思うんですね。

三重県はそういう余裕がある海岸事業なのかというふうな捉え方を、私はしているんですよ。もっと真剣に人命を守るべき所に投資をする海岸事業に、多くの予算が必要ではないかと。それが、事業のお金がないからといって延び延びになっているときに、果たしてこういうのがいいのかというのは、もう少しこの事業自体がうまくいく、いかないという話とは別に、真剣に考えていただかなくはいけないだろうと思っています。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。今のはコメントということではよかったですか。はい、コメントで。どうぞ。

(委員)

私もこの事業について、2つの面でじっくり考えたいなと思っています。その1つ位置づけに関しては委員の質問とそれに関する答えで、また私の方から言うということではないなと思っていまして、1つその面では省いて、もう1点のところを考えたいと思うんですね。

この事業、もともと平成14年で終わるはずの事業でした。そうですね。ところが、全部終わったと思ったときに、養浜工の砂浜が動いたということが発見されたというか、それが見つかったということで延びたということですね。そうなってくると、ここで考えたいなと思っているのが8ページに基づいた話になると思うんですが、かなり潮の流れや海岸地形の部分はいろんなメカニズムが働いているものですから、簡単ではないということとはよくわかっているのですが、何の問題もなく平成14年度に終わろうとしていた段階で砂の移動が見つかったと。

それを考えてみると、もともと離岸堤ができることによって波の流れというものが変わっていくということは当然予想されるものでありまして、それができていなかったために、この砂の移動をどう食い止めるかということを考えてときに、またさらに延長して2億円というお金をかけて離岸堤をもうちょっと延ばしたいと。そこがぎりぎりの対岸にある島の近い所まで行くとすれば、砂の移動を食い止めることができるんだろうということで、今日この場に載せられているものだと思うんですね。

そうなってくると、ここで考えたいのは、平成14年度までにいろんなかたちでのメカニズムを考えてやっていたもので、それがまずかったと、よくなかったということで、また

今回さらに増やしてやっていく。20m増やしていくんだとしたときに、また予測せず、また何か自然の動きですから、また何が起きるかわからないというときはどういうふうに。2年後、1年後にまた新しく問題点が発見されましたので、この事業また延びますよというかたちになるのかどうかというところへの部分の検討は、どうなされていたのかということが1点。

それから、もしこの事業を砂の自然的な例えば移動がされたとしても、それに関するこれからいくつかいろんなメンテナンスとかいろんな部分を考えたときに、今のままで一応完了していったって、ちょっと様子を見て、もっとよりいい合理的な方法が見つかったときに何かの方法を考えた方がいいのかという判断を、私たちはどこでどういう資料に基づいて判断をしたらいいのかというのが、出されていないというところに問題があるんじゃないかと思っているんですね。

それに関連して最後の1つは小さいものではあるんですが、39億近いこれが50年間という人がずっとコンスタントに1日500人とか年間1万人くらいの人に来て、そこに1人が1日8千円くらいのお金を落として、そういうことで経済効果があるんだよということであったというのは理解できるところではあるんですが。例えば、砂が全部移動してしまって、これが海水浴場としてレクリエーションの場として利用価値がなくなってしまったときには、このベネフィットの効果がないわけですよ。

そうなるってくると、私たちはここで、このコストベネフィットのところでもそういう部分を全部踏まえて、TCMの方に問題があるにしても、細かい所あるにしても、1.13だということで、何らかのかたちでここで決断をしないといけないときに、その辺の部分に関する評価はどれを見て評価したらいいのかというところに必然的に出ますよね。

だから、総合的に考えたときに、今私が指摘したいところは何かと言うと、この本来完了しているはずのものが問題が出てきてまた延びますよと。で、2億円欲しいですよと、この離岸堤欲しいから。そういうようなことをつくりたいですよ。そういうことが確保されたときに、ほとんど問題がなくこの目的であるレクリエーションという方に目的を置くんだとした場合に、観光客による収益というのも補償されますし、この事業はこれでやっていく意味があるんですよという部分を評価をするというところの部分で、それによるのかどうかというところの判断材料として、説明をお願いしたいと思います。

(委員長)

2点でしたか。

(委員)

そうです。

(委員長)

2点です、今の。どうぞ。

(紀北県民局M)

この事業を担当しております紀北県民局のマネージャーの若林と申します。ちょっと説

明をさせていただきます。先ほどのご指摘でございますが、この工事につきましては平成4年から初めて、平成14年に確かに完了する予定でございました。沖の離岸堤につきましては、この離岸堤を完成させた後、ちょうどこの部分でございますが、いわゆる離岸堤ができてから中に砂を入れるために、この中に砂を入れるために、船の航路として開口部として設けてあったわけでございます。

現段階として確かに当初の計画では、この部分で留め置くということで考えておったわけですが、こういう海の事業につきましては、初めからぴちっとした離岸堤の計画を入れるということは、それまでに大きなシミュレーションとかそういう大きな調査費をかけてやるに似つかわしくない事業と言いますか、例えば今現在中部国際空港なんかもつくられているわけでございますけど、こういう工事におきまして、いわゆるできたものに対して波の状況というのは、例えば反射波の影響とかいろんな状況の変化があるものですから、言わば段階施工。必要最小限に最初計画をしておいて、あとその変化に対して対策工事を講じていくというのが一般的というふうに考えておりました。

今回につきましても、当初の計画では必要最小限の離岸堤ということで、先ほどお示ししました開いた部分につきましては、いわゆる中に砂を入れるための1つの行路ということで開けてございました。確かにこの部分が開いていることによって侵食を受けるということも予想しておったわけでございますが、この岬のこの影の部分ということで、もう少し被害が小さくなるかなというようなことも考えておったわけでございます。

そのようなことから、今回できあがった平成14年の台風のときに砂の移動が発見されたものですから、この先について離岸堤の延長を20m程度延ばさせていただいて、この砂の移動を止めたい、こういうふうに考えているわけでございます。

こういうことが妥当かどうかということ先ほどおっしゃられたわけですが、確かに今年も供用開始前にこういう砂の移動をある程度軽減すべく、一部ブルトナーで向こうへ押し寄せたわけでございますが、その対策工事として年間だいたい500万くらいかかるということが想定されております。それは、毎年こういう移動があったときに500万かけて対策をしていきますと、2億数千万円という費用もかかってまいりますし、この砂の移動が万が一、表に出るようなことがありますと、この部分はいわゆる海山町の大きな漁場ということになっておりますので、その影響等も考えるわけございまして、そこら辺の費用を含めて比較いたしますと、今から投資します2億円の費用の方が少なく済むのかなと、そういう想定をしているわけでございます。以上です。

(委員)

それは頭の中での想像ではだめじゃないんでしょうか。例えば、いくつかのもののシミュレーションがありまして、例えば、20mの離岸堤が新しくつくられた場合とそうじゃない場合、あるいはつくられたときにまた考えられる今の新しい科学技術あるいは情報をすべて使った場合にどうなるかというシミュレーション結果くらい出してもらわないと、今のような説明で判断してくださいよと言っても、それはちょっとおかしいと思います。判断できません。

(紀北県民局M)

ちょっと言葉が足らなかったわけですが、その調査につきましては本年度調査をかけておりました、荒天時とかの波の状況を今調査しているところでございまして、この年度末にはどのような対策工事が一番経済的かという結論を出させていただく予定です。

(公共事業総合政策分野総括M)

ちょっとすいません。よろしいです。今の説明の中でちょっと確認したいのですが、開口部があるということなんですね、今言われたのは、で、ずっと全面に潜堤がずっと入ってますね。その潜堤の高さと開口部の所はもう明らかに高さが違う。要は船が入るような格好での航路としてつくってあったと、そういう説明ですから、その真ん中付近の潜堤の高さと、それから開口部の高さというのは全然違うわけですね。

(紀北県民局M)

そうです。

(公共事業総合政策分野総括M)

違うわけですね。だから、そこで今の説明ですと、波浪のエネルギーが潜堤で防御されずに、航路となっておる所からまともに高エネルギーの波浪がそこへ押し寄せてきて侵食を起こしたと、こういうことなんですね。だから、そこへ離岸堤を置いて、同じような格好で潜堤の高さと同じにすれば、高エネルギーの波浪がそこで弱まって、それで収まるだろうと。そういうことなんですね。

(委員)

どんなかたちであろうと、頭では考えられるんですよ。そうじゃなくてここは何をする所かという、継続していいのかどうかということ判断しないといけない所でありまして、そういうところで持ってくる際には、どういったようなシミュレーションをやってどういう結果があって、いろんなかたちのシミュレーション結果がある中で、ベストチョイスがこれだったんだということがなければ、これはまったくまた20mやったんだけど、どんどんどんどん波浪の力が集中されることになって、砂の移動やその地域での侵食がもっともっと激しくなるかもしれないとか、そういったところに対する、この素朴な質問に対する答えが得られるようなシミュレーション結果もなくて、ここを20mやればいいんですよということを認めるというようなことでしょうか。それはどういうふうに判断をしたらよろしいんですか。

(紀北県民局M)

今の段階では、先生おっしゃるように確かに想定で20mということをお願いをしているわけですが、現在先ほど申し上げましたように調査設計をかけておりました、その波浪の解析によりましてその20mがもう少し軽減できる可能性はあると思います。ただ、その20mがさらに増えることがあるのかというご心配だと思っておりますけども、この地形から見ましてもう海に向かって右側の部分につきましては、小さな岬が出ておる関係上、それ以上離岸堤がさらに延びていくということはずなくて、私どもが今回見込んでおります2億

円の約 20m というのは、最大限の場合という想定をさせていただいております、これもシミュレーションの結果を見ないとわかりませんが、できるだけコストを下げるように努力してまいりたいと考えております。

(委員)

委員長、こういった場合には、じゃあどういう判断をすればいいんですか、私たちは。

(委員長)

意見書作成のときにまた我々で判断しますけれども、ちょっと私疑問があるんですが、熊野の七里御浜にリーフを放り込んでいるんですけれども、あれも同じ理屈で完成したけどおかしかったらまたやるぞということなんですね、そうすると。こういう海岸整備は。シミュレーションはやってみただけでも、もしくはやらなかったかもしれないですけど、できがたってみて都合悪いから手戻りしますというご説明だった。あの熊野のあの数百億の事業も同じような発想なんですか。おかしかったらまた予算つぎ込んでやるという。担当にお聞きしているんですよ、私担当者に。さっきこれが一般的な工法なんだとおっしゃったんですけど。

(紀北県民局M)

ちょっと七里御浜の人工リーフについては、詳細がちょっとわかっておりませんのであれなんです。この場合に先ほど申し上げましたように、開口部を設けて中に砂を放り込むための航路として開口部が必要だということで開けてあったわけです。通常、一般的にこういうような中小の海洋工事におきましては、大きな経費をかけて大きな調査をするということはあまり相応しくない。また仮に大きなものをかけても予測されない反射波とか、海洋の状況によって変化がありますので、いわゆる先ほど申し上げましたように、この場合は段階施工を踏まさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

(委員長)

しかし、それで手戻りがあってまた予算を付けるんだ。その予算の2億というのは、ブルで掻いた場合、何年か知らないけど2億くらいになるんだという。だったら、当初からきっちりシミュレーションした方が安かったんじゃないですか、データ持ってきて。

(紀北県民局M)

いや、手戻りとおっしゃいましたですけど、既に今現在ありますものを取り壊すということじゃなくて、今の段階ではございますけども20m潜堤を延ばさせていただくという考え方で、この委員会に臨んでおるわけでございますが、今からの調査においてこの20mがより大きくなるということはまずなくて、どれだけさらに小さくできるかという検討とか大きさの検討をしているところでございます。

(委員長)

いいえ。おっしゃることわかります。手戻りという言葉が不適切かどうか。まあ僕にし

てみれば手戻りのようなものなんですけど。申し上げたかったことは、繰り返しですが、当初しっかりしたシミュレーションしておけばこういうことはなかったのであって、なぜそれをやらなかったのか。さっきおっしゃった段階的と言うんですけど、結果的にはこうしてまた金をつぎ込むことになり。だから、もうやっちゃったことは仕方ないと言われてればそれまでかもしれないですけど、何かおっしゃっていること備忘備忘というんですかね、後からいろいろ理屈つける話で。あと2億出せば完成するというなら、しょっぱな何でその2億くらいで、もっとしっかりした段階施工じゃなくてしっかりしたものつくっておけばよかったような気がするんですけどね。

つまり、これはあくまでも追加でしょう。15年で終わるところをもう1年延ばせということですから。だから、僕は手戻りという言葉を使ったんですけども。本来は完成している、竣工しているところなんです。そこへまた追加のお金を出す。私それを申し上げている、さっきから。だったら最初からもっとしっかりやっという方がよかったんじゃないか、段階じゃなくて、ということを私申し上げているんです。

それから、砂が出て漁場にそんな大きな影響が出るっていう場所、なおかつ実質的な農地がない所、そこで事業採択したということ自体、何か私解せんですか。つくらない方が当然だ、漁場に影響出てくるなら、と思うんです。

もう1つついでに。と言うことは、農地を守ったということは、この海岸であの農地は駐車場なんかには転用できないんでしょうね、ということ。細かいことですけど。

(紀北県民局M)

これは事業の目的にまた戻るわけですが、この海岸環境整備事業というのは、背後の農地を守るためだけにやっているんじゃないで、先ほどの説明の目的の中に、農地保全に係る海岸地域において、いわゆる侵食、国土保全というものを一つ頭に入れていきます。それと調和を図りつつ、いわゆるレクリエーションの場、休養の場をつくるということでございます。当海山町におきましては、海に面した町でございますが、いわゆる砂浜の海浜というのがなくて、すべてごろた石とか砂利の海岸が非常に多ございます。

当初計画のときから海山町においても、いわゆる小さい子どもでも安心して遊べる海水浴場。それにはやはり大きな握りこぶしのような砂利浜じゃなくて、砂遊びができるようなそういういわゆる海岸を望まれておたわけございまして、そういう意味からこの事業に着手しているということをご理解いただきたいと思います。

(委員長)

でも、そうしたら砂が出てくるのは地元では当然考えることですね。砂を出さずなんてそんなわがままなこと言わないです。海岸をつくれって言うておいて、漁場に砂が流れてくる。それは困る。全部県がつくれっていうの、何かおかしい理屈じゃないですか。

(紀北県民局M)

とにかく、この目的として一つの海水浴場をつくっているわけですから、砂がすべて流出してしまえば海水浴場として機能を果たさないわけでございますし、当然表へ出ればいわゆるさざえとかあわびとかいう、特に左側全面の方はそういう漁場になっておりまして、



そういう砂が流出するというような被害は避けていかなければならないというふうに考えています。

(委員長)

ですから、そんな危険極まりない所へ何でそんな砂浜をつくったんだということを申し上げているんです。なおかつ国土保全と言われますけど、農林の事業の場合は農地が入るはずですよ、農地保全が。それは非常にごまかしに聞こえる、僕は。国土保全だからやったんだ、農地はないという。私が申し上げたのは、農地を守るためにやったはずだと。

(紀北県民局M)

そうですね。

(委員)

その辺少し確認をとりたいたいんですけど、この農地がもしなかったとしたら、この事業は採択されたんですか。

(紀北県民局M)

それは採択されないと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ごめんなさい。委員長がちょっと喋りすぎました。どうぞ、ご意見。どうぞ。

(委員)

農地についてですけれども、先ほど追加でいただいた資料の5ページのところに被害等の算定の根拠になる数字があげられているんですけれども、ここにもはっきり書かれているように、農地は収穫して収益をあげていないため、農作物の被害額は算定しない。要するに農地はあるけれども、農業は営んでいませんみたいな、何かそんな書き方なんですよね。何をつくってみえたかちょっとわかりませんが、だから、やっぱり今この計画を見せていただいて、私たちがすごく変だなと思う部分をまずわかっていたきたいんですよね。農地を守るとおっしゃっているけれども、何も耕作してない農地があっただけじゃないですかと。

それから、全体の工事費が小さかったのも、そんな大きなお金をかけてシミュレーションしませんでしたとおっしゃるけれども25億ですよ。トンネルまで掘っているんですよ。それから、今までなかった所によその土地からきれいな砂を持ってきて、きれいな砂地をつくったみたいですが、それが流れ出していると。でも、これ2億かけてあそこへ今言われたとおり離岸堤をつくったとして、そこでまたさらなる想定外の波の動きがあって、何か砂の動きがあった場合に、これはもう本当にもしそうなった場合には、みっ

ともないの上塗りをしているにすぎないというかたちになってしまうんじゃないかということをおそれるわけですね、私たちも。

だから、今きれいな砂浜ができて、地元の子どもさん喜んで、海浜に入込客数がたくさん来てますというその状況自体は、成果が上がったというかたちで捉えていただいてもいいのかもしれませんが、計画全体としてお金のかけ方とか計画の立て方とか非常に変な計画だし、説得力がないし、なおかつそこにさらに25億かけたうえへ2億もうさらに追加してくださいとおっしゃるには、やっぱりあまりにも説得力がなさすぎるという気がするんだと。皆さん多分そのことを違う面からそれぞれにおっしゃっていると思うんですよ。その点じゃないかと私思うんですけど、委員長いかがですか。

(委員長)

ありがとうございます。私よりもはるかに明解な質問でした。どうぞ。

(委員)

位置づけに関する部分をきっちり付けてないということから出てくる問題だと思うんですが、例えばレクリエーションというもの、健全なレクリエーションというものの意味があると思いますし、ここまで仕事がかかり進んできて、すでにかかなりの金額が使われていると。これを何とかしていいかたちで活用する方法を考えることも必要かなと思っていて、今一生懸命考えてみたんですけども。

ここで出されている案として、例えば平成16年度以降20mの離岸堤というようなものとして2億だということかたちで出しているけれども、例えばこれが早急に何だかのかたちで再評価なりあるいはシミュレーションなりの部分を考え、そうじゃなくても済んだとか、あるいはこれじゃなくもっと抜本的に何か考えなければならぬんだということが出たときには、私たちはじゃあどういふところでどういふ判断をするのかということ非常に重要な部分だと思うんですよ。それをどういふふうにしたらいいのかという部分に関しては、後ほど委員の中での話し合いで決めていくことだと思うんですけども。

最後に1つ伺いたいのは、現在出されている案というものは、20m離岸堤の2億というところ部分ができれば、砂の移動が食い止められ、今できているような経済効果がここに書かれているような1.13のコストベネフィットを踏まえ、そういうことができるというふうにご検討いただいているのでしょうか。

(紀北県民局M)

はい、そのように考えていますが。

(委員長)

もう1点、はいどうぞ。

(委員)

すいません。追加で今のことをお聞きしたいのですが、そうだとすれば、例えば2億かけないで、このままにしておいて放っておくとしますよね。その500万でブルトーザー

で移動するのもちよっとやめておいて放っておくとしますよね。そうすると、最終的にこの砂浜はどういうふうになるだろうというふうに考えてみえるのでしょうか。つまりあそこがとめどなくえぐれてきて、海水浴客が来たら事故が起こりそうな穴ができて、なおかつこちらの方に砂山ができて、あふれた砂がこちら側から全部海の彼方に流れていってしまうというふうに考えてみえるわけですか。

(紀北県民局M)

海の彼方というふうには考えておりませんが、特にえぐれた部分につきましては、非常に現在のところああいうような湾曲しておりまして、これはこれでまた素晴らしい海岸線だというふうに思うわけですが、さらにこれを放置いたしますと、あの部分が非常に深みというか、急深になりまして、通常こういう海岸の砂浜の勾配というのは約10分の1くらいの勾配で整備しているわけですが、急に深みがあって、例えば小さいお子さんなんかは万が一のことが起こってはいけないということで、そういうことを考えているわけです。

砂の流出については、もう少し現在調査中で、どこまで砂が拡散するかということは予想はできておりませんが、少なくとも潜堤より先へ流れ出す、それが遠く沖へ流れることはないにしても、潜堤より表へ流れ出す。このことによっていわゆる漁業者の方にご迷惑がかかる。それは何としても避けたいという考えがあります。

(委員長)

ようございますか。はい、どうぞ。

(委員)

先ほどのここを環境整備として海水浴場ができたということで、評価を私はしているんですけど、ただ、この場所にこの環境整備をやるために、トンネルが約6億、離岸堤が約10億くらいですか、入っているわけですよ。もしも、例えば海山町の中に、私はどこがというのは自分が住みながらわからないんですけど、そういう施設を伴わないで同じような海水浴場ができる。先ほどの子どもが安全に泳げるとか、そういうふうなメリットをお話だと、ここでなくてもどこでもいいわけですよ。そういうふうな捉え方で、例えば比較をされたとか。

つまり、この事業をやるときにほかの場所で同じ効果が出るのではないかと、もっと安く出るんじゃないかというふうなことは、行政上あまりやらないのですか。この事業がいいか悪いかという判断をするんであって、子どもさんたちが安全に泳げる海水浴場が必要だったと。そのためにつくられたという話であれば、それが同じ条件でどこかもっと安くできる所が同じ地域にあったんじゃないかというふうな選択は、事業採択時はするものなんですか、しないものなんですか。

(紀北県民局M)

その選択はないですね。

( 農業基盤整備 T )

先ほど 20m 伸ばす根拠が希薄やというご質問で、一応私らの今時点の詳細な調査をもって判断しないといけないのですが、今時点で判断できる、あと 20m の潜堤を延ばせば、いわゆる岬というか突堤、東側の岬に突き当たるのが 20m ですから、一応この湾を潜堤ですべて閉め切ってしまうという判断のもとから、恐らく砂の移動は潜堤の中で収まるであろうと。だから 20m という数字を言わせてもらっておって。当然、今この状態でこの条件で調査をやって、今私が言ったのは 20m になるのか、18m になるのか、16m になるのかという最終の改修方法を、今年度のそういう調査に基づいて決定したいという考えなんです。

ですから、海岸線に並行に、例えば御殿場海岸のようにだっしただこまでもという地形じゃなくて、とりあえずお互いの岬で囲まれた湾を潜堤ですべて閉め切れれば、恐らく砂の移動は止まるであろうというのが判断の前提で、ちょっと説明させてもらっているんですけども。

( 委員長 )

ありがとうございます。両方から耳を出すというのじゃなくて、まったく岸着というか、付けてしまうということですね。プールみたいにしてしまうと。妙な言い方だけど。波が越えてきますけど。はい、ありがとうございます。また、委員会で検討させていただきます。

1 つだけなんですけど、トラベルコスト法で、実は今までいろんなことを聞きますと、私の知っている限りで次郎六郎、紀伊長島、新鹿、尾鷲も何かできましたな、それから御座白浜の後ろ、越賀のもう少し向こうか、それから畔蛸、いわゆる海岸整備をやっていて、ほとんどがトラベルコストを使っている。つまり、その予測の総計を取ると、ひょっとしたら三重県の人口より多いとか、そのあたりのことをちょっと今後。今日じゃないですよ。これからトラベルコストをずっと使われるんで、皆さん非常に明るい入込客数を想定されているので、そこのところいずれ調整が必要になるかなと。余分なことですけども。

はい、それでは一旦休憩いたします。何時がいいでしょう。少し時間オーバーしましたけど、事務局。

( 公共事業総合政策分野総括 M )

まもなく 12 時 20 分くらいになるんですけども、1 時間くらい。1 時 20 分くらいからということではどうでしょうかね。休憩は 1 時間取っていただくということではどうでしょうかね。

( 委員長 )

はい、それでは 1 時 20 分から再開で、一旦休会いたします。よろしく願いいたします。

( 休 憩 )

( 委員長 )

午前中の件につきまして、意見書を作成いたしましたので、読み上げさせていただきます

す。3件とも効果的なパワーポイントのご説明いただきまして大変ありがとうございます。  
意見書でございます。

(午前中分)

## 意 見 書 (平成15年度第2回)

三重県再評価審査委員会

### 1 経 過

平成15年9月2日に開催した平成15年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より湛水防除事業、地盤沈下対策事業、海岸環境整備事業の3箇所の審査依頼を午前中に受けております。

各審査対象事業に関しまして、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 農業農村整備事業

- 4番 城南地区湛水防除事業
- 5番 城南地区地盤沈下対策事業
- 6番 島勝地区海岸環境整備事業

4番、5番については、平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、農業振興地域の転用理由、費用対効果分析による更新効果の内訳、及び宅地開発による原因者負担等の負担割合の考え方について一部不明確な点が見られた。

したがって、審議未了のため次回再審議とする。

6番については平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。再評価の結果、離岸堤(潜堤)延長の必要性については判断できる資料が不足している。

したがって、資料の提出を待って年度内に再審議とする。

以上でございます。また、刷り物は後刷り回しまして施行いたしますので、よろしくお願いたします。

- 7番 一般農道整備事業玉城南部地区
- 8番 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業松阪多気地区

それでは、審議続けさせていただきます。7番からでございますけれども、一般農道整

備事業玉城南部地区と8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業松阪多気地区を一括して説明お願いいたします。

(むらの活力づくり支援TM)

それでは、むらの活力づくり支援チームマネージャーの片山でございます。よろしくお願ひいたします。ご審査に先立ちまして、農道整備事業の事業区分につきまして、まずご説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

農道につきましては、農産物の流通経路の確保、農産物のコストダウンや品質向上により農業経営の安定を確保するとともに農村地域の生活環境の改善を実現し、地域の活性化につなげることを目的に整備しております。この農道整備事業につきましては、対象とする受益農地の規模等により区分されております。まず、1以上の市町村を対象とした農村地域の基幹農道を整備する広域農道、同じく農免農道があり、一定地域のほ場内の幹線農道を整備する一般農道がございます。これらにつきましては、国補助事業により整備を進めております。

また、地域内の農道といたしまして、農村地域の定住環境等を改善し、地域の活性化につなげる農道といたしまして、ふるさと農道がございます。このふるさと農道につきましては、国補事業の路線に接続し、農道の整備を促進する促進型、国補事業に併設して歩道等の整備を行う合併型、地方単独事業として行う単独型の3つのタイプがございます。なお、ふるさと農道は起債事業ということで整備を進めております。

今回ご審議いただきますのは、これらの農道整備事業のうち一般農道といたしましては玉城南部地区、農免農道といたしましては松阪多気地区、ふるさと農道といたしましては南勢東部、西部地区、青山地区の5地区でございます。それでは、まず一般農道玉城南部地区、農免農道松阪多気地区の2地区から現況等ご説明させていただきたいと思ひます。

7-1でございます。玉城南部地区でございます。この路線につきましては、玉城町岩出地内の県道岩出田丸線を起点として、勝田地内のサニ一道路に接続する路線でございます。当地区の農地につきましては、ほぼ整備されており、水稻を中心にいちご、葉たばこ、果樹などが生産されておりまして、生産性の向上に努めておりますが、これらの農地と農業施設や集落とを効果的に結ぶルートが確保されておりません。このことから、受益地内を縦走するサニ一道路と連結する当該農道の整備を進めておるところでございます。

全体計画といたしましては、延長が2,947m、幅員につきましては全幅7m、車道幅員が5.5mでございます。全体事業費につきましては822,600千円、工事期間といたしましては63年度から17年度ということでございます。

進捗状況につきましては、事業量ベースで74.2%、14年度末でございますけれども、事業費につきましては80.8%ということでございます。費用便益比というのは後ほど詳しく申しますけれども1.41ということでございます。

受益農家、関係機関の意向といたしましては、本農道は営農や日常生活道として期待されておりまして、早期完成に対して強い要望があり、事業進捗に対しても協力的でございます。

関連状況の進捗状況といたしましては、サニ一道路につきましては昭和62年度に完成しております。また、分割採択された一般農道整備事業玉城南部2期地区につきましては、

15年度に完成する予定でございます。また、当農道に隣接して団体営基盤整備促進事業中角地区が事業を進めておりまして、これにつきましては当農道等の残土を利用して基盤の整備1.1haが行われておりまして、15年度に完了する予定でございます。

社会経済状況の変化といたしましては、特にこの地域近畿道の伊勢線が14年度12月に片側2車線化されまして、京阪神・中京圏への流通等が一層便利になってきております。このことがあげられるかと思えます。

また、営農、事業効果を取りまく情勢の変化につきましては、特に施設園芸につきましては、担い手農家を中心とした産地化を図っております。また、しめ縄等のわらを収穫するなど、農地の多面的な利用も行われております。サニー道路と近畿自動車道伊勢線の開通によって、大消費市場である京阪神・中京圏への流通路が確保され、農産物の安定的な供給基地として新たな展開が十分期待できる地域であると、かように考えております。

コスト縮減の対策につきましては、基盤整備促進事業との事業間調整を行うことにより、農道の建設発生土の土捨場が近接に確保できたことから、残土運搬距離が短くなり、コストの縮減にもなっております。舗装工事におきましても、再生材を使用することとし、事業費の縮減を図っております。

環境配慮につきましては、建設機械につきましては排ガス対策型機械を積極的に利用するよう努めております。掘削法面につきましては、法面緑化を行っております。

今後につきましては、このような取組を進める中で、本年度中に用地買収を終了し、コスト縮減と環境配慮に努めながら、17年度の完成供用に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次にB/Cにつきましては、少し時間を頂戴してその内容をご説明申し上げたいと思えます。一般農道玉城南部地区のB/Cということでございます。まず初めに輸送時間の算出例として、岩出集落周辺で産出された農産物を玉城出荷場へ運搬するケースをご説明させていただきます。岩出集落からの輸送路としては、県道を利用するルート1と町道を利用するルート2がございます。ともに信号が設置されておりまして、平均速度は30kmとなっております。整備後につきましては、アクセス距離自体は短くはなりませんけれども、平均速度が40kmとなることから、短縮時間は片道1台あたり約1.9分から1.1分になるということで算出しております。なお、農業効果では往復時間となること。また現道に比べ道路環境が改善されることから、運搬車両が大型化され総輸送台数が6割程度に低減することから農道の整備による効果としては1台1回当たり6分程度短縮されるということで考えております。

次に、この南部地区全体のB/Cについてご説明させていただきます。農業生産に係る効果として生産性の向上、また一般交通に係る効果としてアクセス環境の向上と合わせて便益額を算出しております。生産性向上便益につきましては、地域で生産される農産物を輸送車両で除し輸送延べ台数を算出して、また輸送距離を平均速度で除し、所要時間を算出し、これらを乗じまして年間総輸送時間を算出しております。農道の整備により輸送車両が大型化され、輸送延べ台数が低減いたします。また、輸送距離が短くなるとともに平均速度がアップいたします。このことから、年間総輸送時間が27,594時間短縮され、輸送延べ台数が84,021台低減されると、このように算定しております。

これらにより労働時間短縮便益9.6億円と生産経費節減便益0.6億円を算出しております。

す。生産基盤拡充便益につきましては、農道の整備により路面状態が改善されて、農産物の品質や製品化率が向上して、農産物が 116 t 増収となります。その増収量に単価を乗じて 2.8 億円と算出しております。これらの農業便益合計額は 13 億円ということになります。

また、アクセス機能便益につきましては、一般車のアクセス距離を走行速度で除し、総アクセス時間を算出しております。農道の整備によりましてアクセス時間が短くなり、走行速度がアップすることから、総アクセス時間が 5,625 時間、総アクセス距離が 48,910 km 短縮されるように計算しております。

これらによりまして、アクセス時間短縮便益 4 億円とアクセス経費節減便益 0.2 億円を算出しております。また、道路環境が改善されることから交通事故も減少し、大気汚染や騒音も軽減いたします。この効果を交通事故減少便益 0.2 億円、環境改善便益 0.01 億円と算出しております。これらの一般交通便益合計額は 4.6 億円となります。

レク機能等の提供につきましては、観光農園や公園などのレク施設への入込者が整備後の農道を利用することから、利用者の移動費や滞在費を余暇空間創出便益として算出しております。このレク施設の利用者数は周辺集落施設での実績に基づき推定しております。

以上により、便益については 21.2 億円というふうに計算しております、一方、経費といったしましては、建設費を現在価値換算した額 14.5 億円と完成した農道の供用期間 40 年間ということで維持管理費 0.5 億円を合わせまして、15 億円と算出しております。

したがって、その B / C につきましては、便益額の 21.2 億円を費用 15 億円で除し、1.41 と算出しております。以上がこの地区の内容でございます。

続きまして、松阪多気地区につきましてご説明申し上げます。農免農道松阪多気地区につきましては、多気町の相可地内の農免天啓地区を起点として、三疋田地内の県道と町道に接続する路線でございます。

当地域は水稻作を中心として、柿、みかんの果樹作のほか野菜づくりも盛んに行われておりまして、特に水田転作として栽培されている「いせ芋」につきましては特産品となっております。活発な生産活動が行われていますが、それらを効果的に結ぶルートが確保されておりません。このことからこの農道を整備しているところでございます。また、松阪市・多気郡・飯南郡の営農団地を対象として広域営農団地整備計画を策定しておりまして、広域農道中南勢地区として整備しておりまして、その一部ルートにもなっております。

全体計画としましては、全体延長 2,149m、幅員が 8 m、車道が 6 m でございます。全体事業費は 1,256,000 千円、事業予定期間といたしましては 5 年度から 18 年度でございます。

進捗率といたしましては、事業量ベースで 73.8%、事業費で 86.5% でございます。

受益農家、関連機関の意向といたしましては、現道は狭く、農産物の集出荷に苦労しておりまして、受益農家はすく事業完成を願っております。また、広域農道のルートでもあり、関係市町も早期完成を願っております。

関連事業の進捗状況といたしましては、本農道と接続する農免天啓地区につきまして、平成 9 年度に完成しております。

社会経済状況の変化といたしましては特にございませんけれども、接続する町道につきましては 12 年度に完成しております。

営農、事業効果を取りまく情勢の変化でございますけれども、特にいせ芋につきましては



特産品でございまして、県内をはじめ全国的なブランド品目となっております。また、農道周辺には「のびのびパーク天啓」あるいは「天啓の里」等の交流施設等がございまして、この施設等へのアクセス道路としてこの農道の整備の期待が高まっております。

事業コストの縮減といたしましては、再生骨材の利用、建設残土の周辺処理によりコスト縮減に努めております。今後施工する路体工の盛土材につきましては、近隣公共事業との調整により、残土を利用する予定でございます。

環境面の配慮といたしましては、道路の法面等につきまして、法面の緑化を実施することといたしております。

こういう取組の中で、現在今後の取組といたしましては、地元の調整を早期に完了して、早期に用地を確保することとして、コスト縮減と環境配慮に努めながら早期に事業完成できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

費用便益でございます。まずB / Cにつきまして、生産性の向上で約27億円、アクセス環境の向上で12億円、レク機能等の提供ということで約5.7億円、それを合計いたしまして地域係数1.2を掛けて約54億円になっております。一方、費用につきましては約32億円ということで、B / Cは1.67でございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。農道事業ですけれども、玉城南部地区と、それから農免道路松阪多気地区のご説明頂戴しました。ご意見、ご質問頂戴いたします。どなたからでもよろしく願いいたします。どうぞ。

(委員)

この2つの道路の事業なんですが、それぞれ幅員が7mと8m、全幅ですか、少し違うんですが、これはやっぱり目的によって変えてあるわけですか。

(むらの活力づくり支援TM)

道路の幅員はこの各路線の計画交通量によって、交通量が多ければ幅員が広くなるというかたちで区分しております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

それぞれ受益を受ける農家の軒数というのは、どこに記載をさせていただいてあるのでしょうか。受益戸数。

(むらの活力づくり支援TM)

すいません。この後ろにこの表が付けてございまして。それで、玉城南部地区については受益戸数が340戸、松阪多気については1,726戸ということでございます。

(委員長)

1つ基本的なことを教えていただきたいんですけども、農道にぶら下がる受益面積とすべての農道なんですけど、総延長距離があるんですけども、これは何かどうですかね、決まりがあるのでしょうか。つまり、どこまでもどこまでも受益面積を確保するために路線を延ばしていくという考え方もあり得ると思うんですけども、総延長何km以内でぶら下がっている受益面積が採択要件とか、そういうことあるのでしょうか。

(むらの活力づくり支援TM)

受益地の考え方ですけども、ある程度まとまったかたち。例えば、1つの農協単位とか、あるいは郡内とか、そういう関連のある受益地を1つの対象にしておりますので、受益地内の延長がヘクタール当たり何メートルという基準はございませんけど、受益地の取り方としては一連の農業経営を営んでいる地域を1つの単位として受益地を取ると。その中に必要な道路を整備するということになっております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ごめんなさい、確認事項でございました。ありがとうございます。確認事項でも結構ですけども、何か。ほぼパーフェクトのご説明と。どうぞ。

(委員)

では、もう1つ教えていただきたいのですが、例えば7番と8番のB/Cが、7番の一般玉城地区の方は1.41で、8番の松阪多気の方は1.67のB/Cとなっておりますね。これは多気地区の方が1.67でかなり多いB/Cの数値になっているのは、なぜこういうふうな差がついてきたというふうに理解していらっしゃるのでしょうか。そこを教えていただきたいと思いますが。

(むらの活力づくり支援TM)

すいません。今のご質問は玉城南部と松阪多気での費用対効果の。

(委員)

そうです。この数値がかなり違うところがあるのですが、どういう理由でこんなふうに大きな差がついているのかということがおわかりになってらっしゃったら教えていただけるとありがたいと思います。

(むらの活力づくり支援TM)

B/Cは玉城南部が1.41、松阪多気が1.67になっているかと思いますが、先ほどご説明させていただきましたように、松阪多気の農道は広域農道の一環としてその一部分を農免農道で実施しておりますから、受益面積とか受益戸数が10倍くらい多いのは、この区域

を含んだ全体での計画での費用対効果をはじいておりますから、数値が大きくなっているということになっております。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

ほかにいかがですか。どうぞ。

(委員)

確認したいと思います。玉城南部の2ページ目に延長が2,900mで、全体事業費が8億2千万円。それに対して多気町の方は総延長が2,000m、全体事業費が12.5億円というふうになっています。距離が短いのに高いというふうになっているんですが、どのようなことからこういう違いが出るのでしょうか。

(むらの活力づくり支援TM)

確かに先生ご指摘のように、メートル当たり単価でいくと倍と半分くらいになるかと思えます。こちらの玉城の方は農地に接した。松阪多気も農地に接したかたちである程度山の裾を切り開いているんですけども、こちら玉城南部の方は山というより丘陵地の感じでございます。切土量が少ない。玉城南部の方が切土量が少ない。松阪多気の方がメートル当たりの扱い土量が多いということから、事業費が高くなった。それと、わずかな差でございますけれども、松阪多気の方が幅員が広い。全体幅員が広いということ。この2つの要素でメートル当たりの単価が高くなっていると思えます。

(委員長)

いかがでしょう。単価についてのご説明。どうぞ。

(委員)

松阪多気の1ページを見るとあまり丘陵の中を走っているように見えないんですけど、これきちんとした地図だったらそういうふうになるということですね。

(むらの活力づくり支援TM)

これ三重県の道路地図ですけど、この部分は農地に接しているんですけど、特にこの部分ですね、この部分につきましては山を切り開いたかたちで工事をさせていただいておりますので、扱い土量が多くなっているというところがございます。

(委員)

わかりました。

(委員)

この玉城南部地区ですね。9ページの経済効果の生産効率向上便益の2つ目の「精算」は、物を生産する「生産」ですね。それと同じく松阪多気地区の費用便益分析の中で、やはり何て言いますか、生産基盤の拡充のための便益というのがちょっと見当たらないんですが、これは関係ないんですか。

(むらの活力づくり支援TM)

それでは説明させていただきます。文字については、こちらの誤りでございました。すみません。失礼しました。

それと、松阪多気につきましては、生産基盤拡充便益。これは荷傷み防止、舗装することによって、生産物の荷傷みが防止されまして、それによって商品率が増えるという効果でございますけど、一番前段にご説明させていただきましたように、一般農道につきましては、1つのほ場の中の基幹道路ということで、この道路を使っていただいて、農地から直接農産物を搬出するという効果が見込めます。したがって、そういう効果を見せていただいています。

一方、松阪多気につきましては、それらを結ぶ基幹的な農免農道ということですので、これらの一般農道のもととなる道路という考え方でございますので、直接便益はあげておりません。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょう。いかがですか。まだご意見頂戴していない委員の方々、よろしゅうございますか。はい。それでは、農道事業、それから農免事業、ご説明これで承いたします。

そして、続きましては、ふるさと農道ですか。ふるさと農道、これは3本ございます。南勢東部、それから同じく南勢西部、そして伊賀の青山でございましてね。3本ご説明一括してよろしく願いいたします。

9番 ふるさと農道整備事業 南勢東部地区

10番 ふるさと農道整備事業 南勢西部地区

11番 ふるさと農道整備事業 青山地区

(むらの活力づくり支援TM)

それでは、ふるさと農道3地区につきましてご説明させていただきます。まず、9-1でございまして、南勢東部地区でございまして。この南勢東部地区につきましては、南勢町切原地内の県道伊勢南勢線を起点とし、一般農道切原地区に接続する路線でございまして。この路線につきましては、五ヶ所湾に面した当地域はミカンの栽培がさかんでございまして、「マル五」のミカンということで市場においてブランド化されております。特にミカンの流通ルートの確保を図るためサニー道路や一般農道整備事業切原地区によりまして、この

整備がされているわけですが、まだ当地区内の優良農地すべてを補完する輸送ルートの確保は図られておりません。こうしたことから、当ふるさと農道を整備することとしたものでございます。

また、地元切原区自らがこの農道の整備を契機といたしまして、地域の活性化計画「ロマンの里・切原 21」を樹立し、集客交流の促進を地域主体で取り組む、こんな動きも出ております。このような中で、この整備を図っております。

全体計画といたしましては、延長が 1,415m、幅員は 9 m、うち車道は 2.75m の 2 車線、歩道というかたちで 2 m ございます。全体事業費といたしましては 1,510,000 千円、期間といたしましては 5 年度から 19 年度でございます。

進捗状況といたしましては、事業量ベースで 85.9%、事業費ベースで 71.4% でございます。

受益農家、関連機関の意向といたしましては、農業輸送の経路の確保と担い手農家による将来の農業展望への実現、新規農業入植希望者の受入農地の確保に向けてこの路線は重要ということから、早期の事業完成を熱望しております。

また、関連事業の進捗状況といたしましては、サニー道路と一般農道の切原地区、団体営中山間総合整備事業南勢地区につきまして、これにつきましてはすべて事業を既に完了しております。

次に、社会経済状況の変化といたしましては、特に地域主体による集落交流を目指す気運が高まっております。具体的には当地域をはじめ町内での新たな農業展開の方向として、都市住民との交流を取り入れた体験型集落交流を実施していく基盤固めとして「五ヶ所湾きらりふれあいの会」を本年度設立いたしまして、都市住民の受入れ体制を整えつつあり、文化・レクリエーション施設等とあわせた今後集客効果が期待されているところでございます。また、「マル五」ミカンの優良な栽培地であって、県内外からでございますけど新規農業入植希望者からの問合せもあります。一方、平成 14 年度に完成した生ゴミ堆肥化処理施設切原コンポストセンターでございますけれども、ここで製造される堆肥を将来町内の農地に還元する計画をしております。

事業コストの縮減でございますけれども、残土で地域内の谷地田部を埋め立てをして、この図のように 1 つは運搬コストの縮減を図るとともに、ミカンの栽培地というかたちで活用しております。また、舗装工につきましても、再生アスコンや再生骨材の使用のほか、構造物基礎工での再生骨材の使用などにより、コスト縮減を図っているところでございます。

次に環境面の配慮でございます。特に法面処理につきまして、法面の緑化を図り周辺環境との調和を図っておるところでございます。このような取組を引き続き続けていく中で、今後につきましては工事が長期化した原因である残土処分地の選定につきまして、既に処分予定地も確保されております。今後はコストの縮減あるいは環境の配慮に努めながら、一刻も早く早期に完成供用できるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それと、費用便益でございます。費用便益につきまして、まず生産性の向上ということで約 6 億円、アクセス環境の向上ということで約 11 億円、レク機能等の提供ということで約 3 億円、これに地域係数 1.4 を掛けまして、便益合計で約 28 億ということでございます。

費用につきましては約 17 億ということで、B / Cにつきましては 1.62 ということで算定しております。東部地区につきましては以上でございます。

続きまして西部地区でございます。10 - 1でございます。この南勢西部地区につきましては、南勢町の内瀬地内の町道浜線を起点といたしまして、樹園地や集排処理施設を結ぶ路線でございます。この内瀬地区につきましては、古くから「内瀬ミカン」の産地として有名でございます。近年観光農園として「ないぜしぜん村」を整備しております。地区内外からもたくさんの人々が訪れているところでございます。

本計画道路沿いの内瀬ミカンはマル五ミカンとしてブランド化されて、高い評価を受けております。しかしながら、当地区内の基幹的的道路につきましては、幅員が 2 m 程度の箇所も多くございまして、大変作業効率の悪い道路となっております。こうしたことから、この西部地区の農道整備をすることとして、整備に取り組んでおるところでございます。

全体計画といたしましては、全体延長が 1,350m、幅員につきましては 5 m、うち車道は 4 m。全体事業費については 507,100 千円。事業期間としましては 5 年度から 19 年度ということでございます。

現在の進捗状況につきましては、事業量ベースで 91.1%、事業費ベースで 53.6%でございます。

受益農家、関連機関の意向といたしましては、まず県内外でブランドが確立されているマル五ミカンの栽培は地域の主要な産業となっており、ミカン農家では計画農道沿いに新規造園、あるいは観光農園の拡大を計画しております。このような積極的な取組が行われておって、地域からもこの農道の完成に大きな期待を寄せていただいているところでございます。また、南島町におきましても、この地区につきましては、地域の個性的な自然、資源とか文化遺産を集客交流資源といいますか、観光資源として活用できるように整備をし、地域の活性化につなげたいという計画を持っておりまして、その面から見ても連携的に利用できるよこの農道の必要性ということで、強く認識をしていただいているところでございます。

関連事業の進捗状況といたしましては、本農道に隣接して実施されております「内瀬地区県営海岸保全施設整備事業」につきましては、これは平成 6 年度に着手したわけでございますけれども、平成 16 年度、来年度完成供用に向けて現在整備が進められております。

社会経済状況の変化といたしましては、これ全般的に言えることなんですけれども、地域資源を活かした都市等との交流を目指動きが高まっております。こういう中で内瀬地区につきましてもマル五ミカンのブランドを確立して、地域の主要産業として引っ張っていくと同時に、集客交流施策に力を町としてもしております。また、整備された当地域の水田におきましては、リタイア組、定年退職者を中心に積極的な営農が行われている、このような姿が現存しております。また、14 年度に農道沿いに建設された農業集落排水施設もございまして、これのためにもこのルートの整備を急いでいるところでございます。

事業コストの縮減でございますけれども、再生アスコンの利用とか本農道に隣接して実施されております「内瀬地区県営海岸保全施設整備事業」と連携を図って、堤防背面の埋立地の一部を路体として利用することによって、コストの縮減を積極的に図ってまいりたいというふうに考えております。

次に環境面の配慮ということなんですけれども、この地区につきましては、国立公園内の

特に第三種特別地域ということに指定されております。また、環境維持海岸の鳥獣保護区にも位置しておりまして、環境省との協議・調整によって、在来種だけを緑化種子に使用する等配慮に努めております。このような取組の中で、今後といたしましては、関係機関との協議・調整も終わったということもあって、コスト縮減と環境に配慮しながら、一刻も早く早期に完成供用をいたしたいというふうに考えております。

次にB / Cでございます。まず便益といたしましては、生産性の向上で約3.8億円、アクセス環境の向上で2.8億円、レク機能等の提供で約3億円、便益合わせまして地域係数1.4を掛けまして、約10億円というかたちになります。これに対しまして費用といたしまして5.73億円でございます。費用便益比B / Cにつきましては1.73と算定しております。これが西部地区でございます。

それでは続きまして、11 - 1ということで、伊賀コリドール青山地区につきましてご説明申し上げます。青山地区でございます。青山町福川地内の広域農道伊賀二期地区の町道区間である腰山福川線から分岐いたしまして、青山町岡田地内の広域農道伊賀三期地区の農道区間に接続する路線でございます。

伊賀地区の道路につきましては、中央部を東西に縦貫する名阪国道が整備されておりますけれども、一方で伊賀地域を相互に連絡する基幹道路が未整備となっております。このため、伊賀地域が有します高い農業生産性、あるいは大阪と名古屋の中間地である恵まれた立地条件を最大限発揮できてない状況にあるということございまして、こういう中で地域からも伊賀地域内を回廊的に結ぶ道路の一日も早い実現が待たれておったところでございます。こうしたことから、広域営農団地整備計画を策定いたしまして、その基幹となる道路、通称伊賀コリドールというわけでございますけれども、この整備を行うものでございます。この青山地区におきましては、そのルートの一貫として青山町福川地内から青山町岡田地区に至る4.6kmということで、整備を行っているところでございます。

全体計画といたしましては、延長が4,580m、幅員が7.0m、車道幅員が2.75mの2車線ということでございます。全体事業費につきましては、3,615,000千円。予定期間といたしましては5年度から17年度までということでございます。

現在の進捗状況でございますが、事業量ベースで77%、事業費ベースで89%でございます。

受益農家、関連機関の意向ということでございますが、本農道につきましては、広域農道伊賀地区の一環を担っておりまして、伊賀地域全体の生産基盤と生活環境等の一体的な整備を総合的に進めていく基幹となる事業ということでございまして、伊賀地区2市3町2村の7市町村が連携して事業に取り組んでいただいております。この路線につきましては、市町村合併の推進に寄与するものというふうに考えております。そういう面で受益農家はもとより関係市町村からも早期完成をという強い声を頂戴しておるところでございます。

関連事業の進捗状況でございますが、伊賀コリドール全体ということで、まず伊賀地区でございますが、14年度までに進捗率は78.4%、二期地区については69.3%、三期地区については82.7%、合計事業量総延長で88,419mに対して67,263m、進捗率は76.1%ということでございます。これにつきましては、建設区間も含めおります。

社会経済状況の変化ということでございますが、この青山地区に隣接いたしまして、町

民グラウンドが平成9年度に完成しております。また、接続する町道腰山福川線の諸木～福川間の改良工事につきましては14年度に完成したところでございまして、ぜひとも本地区の早期完成要望ということで、地元から強い声をいただいております。

また、営農、事業効果を取りまく情勢の変化ということで、上野市さんをはじめとして、今後グリーンツーリズムなどによる農村地域の活性化という部分で力を入れていただいております。このことも大きな変化かというふうに思っております。体験農業とかそういうものに力を注いでおります。

事業コストの縮減ということでございますが、まず工事により発生した残土につきましては、ほ場整備事業の床上げ土に使用するなど、他事業との連携により、効率的、効果的に処分を行って、その面からコストの縮減を図っているところでございます。また、伐採木などをチップ化いたしまして、法面保護工事に使用することによって、産廃処理費なり法面保護工事費の縮減ということで図っております。

環境への配慮といたしまして、伊賀地域の民間有識者と県民局で構成する「公共事業環境検討協議会」というところにお諮りをいたしまして、環境に配慮した設計、工事に取り組んでおるところでございまして、具体的な内容といたしましては、希少動植物の保護はもとより、ここをご覧になっていただきたいと思うんですけれども、道路側溝には小動物が上がる施設を設けたりしております。また、法面の保護として極力植生を施すこととしております。

今後の対応ということといたしましては、公団混乱地域の解消あるいは河川横断等の重要構造物の施工はすでに完了しておりまして、残土処分地の他事業との調整についても順調に進んでいるところでございます。こうしたことから、今後もコストの縮減あるいは環境の配慮に努めながら、17年度にこの路線が完成供用できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

B/Cにつきましてはご説明をさせていただきます。コリドール全体ということで、便益というかたちで、生産性の向上につきまして、全体で648億円、アクセス環境の向上合わせまして231億円、その合計額で968億円になっております。一方、費用につきましては、398億円でございます、B/Cにつきましては2.43ということでございます。

これは全体でございまして、青山地区の費用便益計算ということで、このことについてもちよっとご説明をさせていただきたいと思っております。ふるさと農道青山地区のB/Cにつきまして、ふるさと農道を含む現県道との分岐から国道165号線までの間について、費用便益比を検証いたしました。現状ルートにつきましては、県道区間9.7kmと国道区間4.1kmで全延長13.8km、平均速度につきましては33kmということでございます。農道整備のルートにつきましては、町道改良区間2.7kmとふるさと農道区間4.6kmで、全延長7.3kmとなり、アクセス距離が6.5km短縮されるとともに、スピードにつきましても7kmアップ、このような計算でございます。これらのアクセス条件と広域農道で計画しております農産物輸送台数などから算出いたしますと、年間総輸送時間につきましては23.4万時間の短縮、輸送延べ台数につきましては187万台の低減ということで計算しております。

その便益額につきましては、それぞれ77億円、18億円となりまして、生産性の向上便益額は合計で96億円と算出しております。また、総アクセス時間につきましては3.9万時間短縮されるなど、その便益額はアクセス時間短縮便益額31億円、アクセス経費節減便益



額 2.7 億円等となり、一般交通効果であるアクセス環境向上の便益額は 34 億円と算出されておりまして、総便益額は 144 億円ということで算出しております。費用につきましてはこの青山地区の事業費と町道建設費を現在価値で換算いたしまして、維持管理費と合わせて 72 億円というふうに算出しております。これらのことから B / C は 2.0 というふうに我々としては検証をしたところでございます。

簡単ではございますけれども、以上でふるさと農道 3 地区の説明でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ふるさと農道 3 本ご説明頂戴いたしました。ご質問、ご意見頂戴しますが、すいません、その前に 1 点教えていただきたいんですが。ふるさと農道は起債事業でございますね。

(むらの活力づくり支援 T M)

はい。

(委員長)

その他今までの補助事業。これは具体的に負担者というのはどうなりましようかね。補助事業の負担者というかな。例えば、補助金がいくらで農家が何%とか、そういうのはあると思うんですが。

(むらの活力づくり支援 T M)

農道事業に関しては、一般農道も農免農道もふるさと農道も事業費負担は国と県と市町村で、地元受益者とか住民は負担なしでやっております。

(委員長)

それで、行政の間の負担率というのは。

(むらの活力づくり支援 T M)

負担率ですか。この場合でいきますと、一般農道につきましては国が 45%、農免農道につきましては国が 50%。ふるさと農道につきましては起債ですから県が 65%。それから一般農道の県の負担が 27.5%、それから農免農道の県の負担が 30 分の 8、それからふるさと農道は残りが市町村が 35%ということですね。それから、一般農道の市町村負担が国と県の残りですから 27.5%、それから農免農道の市町村負担が 30 分の 7 というかたちになっております。

(委員長)

質問の意図は、コリドール伊賀の場合がふるさとでされているんですが、あれは全部農道区間はふるさとでやられるんですか。

(むらの活力づくり支援 T M)

伊賀のコリドールの農道区間ですか。

(委員長)

はい。

(むらの活力づくり支援TM)

広域農道とふるさと農道でっております。

(委員長)

いや、気になったのはその辺の負担の割合がブロックというか地区によって違うんだなということ。

(むらの活力づくり支援TM)

費用負担は違っておりますね。

(委員長)

そうですね。わかりました。ありがとうございます。すいません、先走りまして。どうぞ、ご意見。

(委員)

まず、最初の質問は東部地区ですね。地元でロマンの道という計画をどちらが先でどちらが後かわかりませんが策定されています。こういう地元主体の計画をつくって道路の波及効果をちゃんと受け止めて地域活性化を図ろうということは非常に素晴らしいことだと思うんですが、この切原21という計画で、道路に関わるプロジェクトがどういうものかという説明と、そういうプロジェクトが費用便益分析のどこの項目に入っているのか補足して下さい。

(むらの活力づくり支援TM)

ロマンの里につきましては、お手元に参考資料を付けさせていただいておりますけれども、平成6年に策定されております。農道事業は平成5年からですが、当然地元さんでは農道という事業計画も頭に置きながら、またこのロマンという活性化も考えながら農道整備に着手されたところでございます。

ちょっと図面では見にくいですが、農道を骨と考えまして、農道沿いにこれは農業地域、中山間で造成しました積み木とかグリーンメイト、そういう農業集団、あるいは観光農園。当然樹園地内を農道通っておりますので、今あるミカン園地を観光農園にしたいという考えで、農道沿いに集客的なあるいは特産品とかそういう施設を設けたいと考えているところでございます。一方、ちょっと見にくいですが花街道という構想もございまして、農道沿いの路肩に既にここへ接続しております一般農道の方では、その運動が始まっておりますけれども、農道の路肩にあじさいを植えまして、花街道として整備しようという考えを持っておられます。したがって、農道を活用しながら地域の活性化を

しようと考えているところでございます。

それから、これらにつきます効果につきましては、余暇時間レク効果の方へ上げさせていただいております。この農道をつくることによりまして、観光農園とかあるいはああいう直販場等へ地域外の方がおみえになる、ふるさと農道を利用して地域内の方がそれらの施設を利用されるという効果をここへ見込んでおります。

(委員)

今の説明はだいたいわかりました。簡単に言うと、もぎとり園だとか直売などのベネフィットがレク機能に入っているということですね。この件はわかりました。それに関連して今度は西部地域ですね。これの費用便益分析の6ページ表と、それと4ページの図を見ますと、西部地域でレク機能に相当しそうなのは観光農園ですよね。どちらの方が入込客が多いのかわかりませんが、だいたいベネフィットは同じくらいの3億円くらいになっています。こんなものでしょうか。

(むらの活力づくり支援TM)

西部地域につきましては、観光農園と、それからハマボウの群落がふるさと農道沿いになります。それは今のところ歩いてしか行けない所なんですけども、道路を整備することによってハマボウ群落、これですけれども、ここへの入込客も期待できるということで、2箇所の集客を考えております。

(委員)

どのくらいの人数なのか。

(むらの活力づくり支援TM)

人数はちょっとパワーポイントでは示しておりませんが、委員お持ちのB/Cの表の中には、例えば東部地区につきましては、年間ですけれども6,090人の入込を推計しております。一方、西部地区につきましては、これも同じくB/Cの表に付けさせていただいておりますけれども、年間3,558人の入込客数を推計させていただいております。

(委員)

そうすると、360日で割ると1日10人程度ということですね。わかりました。さらに質問ですけれども、この西部地区の幅員がどういうふうになったのでしょうか。

(むらの活力づくり支援TM)

西部地区につきましては、最終点が漁船の避難港になっておりまして、それから周辺が樹園地等で一般交通車両としての利用、農業交通以外の一般交通車両としましてはこういうハマボウへ来ていただく方、あるいは観光農園へ来ていただく方だけでございますので、交通量が少ないというところから1車線の道路で、車道幅員が4m、全幅5mの道路を計画させていただいております。

(委員)

わかりました。

(むらの活力づくり支援TM)

農道としての最低幅員の幅で、この地区については整備させていただいています。

50cm ずつ路肩を設けまして、4 mの舗装をしまして、1車線の道路ということで整備をさせていただいています。

(委員)

わかりました。4 mの構成はどうなんですか。路肩が50、50の車道が3 m。

(むらの活力づくり支援TM)

これですね。車道としては4 m、それから50cm ずつの保護路肩を設けまして、全幅5 mの道路幅員となっております。

(委員)

これは標準断面ですか。

(むらの活力づくり支援TM)

そうですね。農道における最小断面となっております。

(委員)

わかりました。はい、結構です。

(委員長)

関連してなんですけれども、私もその余暇空間創出というのはちょっと疑問だったのですが、農道によって空間が創出されるんじゃなくて、そこにアクセスできるという意味。ですから、ひょっとしたらアクセスの方に分類された方がいいのでは。

(むらの活力づくり支援TM)

言われるとおりです。農道の整備によって、そこへ来る人が増えるということですので、先生の言われるとおり農業効果ではなくて、一般効果の分類に入ります。

(委員長)

そうですね。ですから、南勢西部なんていうのは、農業生産と余暇空間がほぼ3億でしたっけ、両方とも。幾らだったかな。同じくらいの値段、効果でしたっけね、B/Cのとき。ああ、これかな。労働短縮が3億で、レク機能が3億。

(むらの活力づくり支援TM)

そうですね。農業的効果、生産向上効果がこちらで、それから交通効果、一般交通量な

りレク効果、これが一般効果ですけれども、ほぼ同額の数字になっております。

(委員長)

そうですね。この分け方ならわかるのかな。できれば、アクセスの方が、この表現だと農道が何かをつくったという。余暇空間をつくったととってしまうので、できればそこへアクセスするという分類の方が、繰り返しですがいいんじゃないかなという気がするのと。それから、今いただいた5本の中で、この機能を評価しない所、例えばコリドールはまったく余暇空間創出をやっていない。それから初めどこだったっけ、玉城だったかな、どこだったかな。ここ違いはどこから来るのですか。

(むらの活力づくり支援TM)

松阪多気と東部、西部につきましては、レク効果を計上させていただいています。これらについては、道路沿いに直接面してなり、あるいはそれらの道路を使って利用する施設が特定できるわけでございます。一方、コリドールの場合は伊賀全域を対象にしておりますので、なかなかそういう効果持っていることは十分承知しているわけですけれども、特定の利用者数を特定するとかいうのは大変困難なものでございますので、コリドールについては余暇空間を計上させていただいておりません。

(委員長)

はい、ありがとうございました。よくわかりました。どうぞ、ご意見。はい、どうぞ。

(委員)

関連した質問になると思いますが、先ほどのレク効果の中の3,558人という人数は、現状ではゼロですけれども、どういうふうな根拠に人数の算定をされているんですか。

(むらの活力づくり支援TM)

南勢町には先ほどの説明にもありましたように、ないぜしぜん村とか、あるいは愛州の郷の集客施設がございます。そこには一応年間を通じまして何人の方が利用されているというデータが残っておりますので、そのデータをもとにさせていただいて、ミカンでありましたら10月から12月の3カ月間の人数をその年間利用数から推計させていただいているということよろしいですか。

南勢町にあります既存する集客施設で年間利用していただいている人数が把握できておりますので、それを月当たり直ささせていただきまして、ミカンの観光農園でありましたら10月から約3カ月間観光農園がありますので、その施設の3カ月分の人数的の方がこの道路をつくることによりまして、アクセスが改善されまして、その方が観光農園を利用させていただくという推計の取り方をさせていただいています。

(委員)

そして、9番、10番はそういうふうな余暇空間が多くて、いろいろ入込数もこれから増えるだろうということなんですが、両方ともに9番の場合は受益戸数が171軒で、10番の

場合は 35 しかないわけですよ、現在のところ。この 30 という戸数、例えば 10 番にしますとこの 30 という戸数は、現在の 30 という戸数は、将来にわたって増えつつありそうなのか、あるいは横ばいなのか、その辺の予想とか、過去の戸数からこれは増えてきてこうなったのか、あるいは減ってきてこういうふうになったのかという、そういう変化の状況はどうですか。

(むらの活力づくり支援 T M)

正直申し上げまして、その変化の状況はちょっと把握してないんですけども、この受益戸数に関しましては、農業者、農家だけの戸数を表させていただいています。実際には切原区は 100 戸以上ございますので、もう少し大きいと思いますけど、考えるところによりますと、そう戸数が増えているような状態ではないかと思えます。これは今計画した時点の農業者数の戸数をここへ表させていただいております。

(委員)

計画した時点からはあまり変化がなくて、ほとんど 30 戸というのが現状で残っていて。

(むらの活力づくり支援 T M)

今のところはこのくらいで推移しているかと思えます。決して増えてはならない。

(委員)

ああ、そうですか。この中でも高齢化が進んで、なかなか危機的な状況にあるということが書いてありますが、そういう危機的な状況がこの農道でだいぶ回避できるとかいう見通しはあるんですか。

(むらの活力づくり支援 T M)

戸数は減らないわけですけども、農業、特にこの地域ミカンですけど、ミカンに従事されている方が大変高齢化してきているわけですね。農家としては減っていないんですけど、作業する方が大変減ってきているということがございまして、やはり農道を整備することによって、防除の機械が入っていくとか、そういうところで機械化ができるということで担い手の方も増えてきているように聞いております。

(委員)

高齢化は進んではいると今おっしゃったんですけど、担い手の新しい若い若年層も増えてきているということなんですね。

(むらの活力づくり支援 T M)

多くはありませんけども、地域外の方も入植をしたいということで、南勢町の方へお問合せも来ているように聞いております。

(委員)

はい、わかりました。

(委員長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(委員)

私はふるさと農道事業の青山地区のことでちょっと1つ質問があるんですけども。このコリドールといういわゆる回廊なんですよ、くるくる。そういったような農道事業は恐らくそんなにたくさんケースはないとは思っているんですね。それで、この伊賀地区でそういったようなコリドール全体を見ると、半分くらいが農業的な農道の性格を持っていて、半分くらいはいわゆる都市型のインフラの1つとしてやっているということであった場合、この事業のB/Cを計算する際に、これはこの区間における費用対効果じゃなく、コリドール全体の中での費用対効果ということで計算をするんですよと言うんですが。

これは考え方としてわかるんですけども、これはここを区切ってこれだというのはなかなかコリドールの性格から見るとそうだろうと思うんですが、もともと目的が違った道路が一緒になっていた場合の費用対効果をこの事業に関して評価するときには、どういうふうに整理をするんだろうということで、整理の仕方2.43ですか、結構高い費用対効果を農道事業としては出ているんですが、それはほかの所での部分が重なり合って高くなるものではないかというふうに思っている者から見ると、コリドールのような特殊なこの場合での費用対効果の考え方はどういうふうに考えるのか。今のような考え方でいいのかどうかという部分について、どういう見解を持っていらっしゃるのか、お願いしたいと思います。

(むらの活力づくり支援T)

伊賀のコリドールといいますのは、本来は全体の図面にございますように、約90kmの伊賀の7市町村を一体的に結んで効果を発現するという目的で、営農団地整備計画、つまりこのループ上の路線で農業効果とか農業の活性化を考えておりました、本来であればこの90kmが1つの事業、広域農道1本で事業実施されるのが一番いいわけでございますが、延長が長いということ、それから広域農道というのは補助事業でございますが、その中で建設区間いわゆる国交省の事業と農林省の事業とで合わせて効果を出すというかたちになっている制度でございますもので、計画時にこの緑の部分と赤い部分にまず分けてござい

ます。赤い部分につきましても、その間に緑の部分が入ったりして、なかなか農道で一体的に連続して整備ができませんということで、それから事業費の問題から三期に、伊賀の一期、二期、三期というかたちで3分割になって事業採択をされております。それは、1本の事業でいきますと1地区への事業費が高くなりますから、3分割して3つの地区に対して予算を付ければ事業効果も早く出るだろうというかたちでの国の事業採択制度がそうなおるのが1つでございます。そのために一体的に効果をはじいておりますが、事業は一期、二期、三期分割になっております。

それから、このふるさと農道の区間につきましては、広域農道の採択の中から総事業費

とか総事業量の関係から事業採択が後になっておりまして、この部分につきましては別途の事業、関連事業というかたちで、ふるさと農道事業で実施をして一体的に整備するというかたちの事業制度の中からこういう選択をしたというかたちかと思えます。

(委員)

そういうことで、例えばこの今回出てくるふるさと農道青山地区のところの総事業費は約397億ですか。そういう部分が分母になっていると。これは青山地区だけ41億で、全体の一期から三期のところの部分が346億になっていますよね。とにかく考え方としては、このふるさと農道事業の41億に対する費用対効果ははじけられないんだと。全体の中からやるんだというかたちになっていく。違います。

(むらの活力づくり支援T)

本来がそういうかたちで、今回はこの区間だけの費用対効果を別途県道等の迂回路からの短縮で2.0というふうにはじいたのがこちらです。

(委員)

わかりました、8ページですね。はい。私がちょっと全体になっているものを見てたものですから。8ページのところの部分に話を戻しますと、これはこの中でB/Cのところでは2.00になっているというようなものは、一番最初の2ページの2.43というB/Cは全体で算出した場合がそうであって、後ろの8ページになっているものはここだけやってみると2.00だよということだと。そうすると、ここではどの費用対効果を考えればいいのですか。全体の2.43、これは8ページは一つの参考資料、ここの区間での参考資料で、これから例えばコリドール事業に関しては、それぞれ区間区間別の費用対効果は出てくるけれども、公式的なあれでは全体のあれで計算をしていくんだよという理解でよろしいですか。

(むらの活力づくり支援T)

はい。本来であれば2.43ということで、90km全体で効果をはじくというのが事業の目的に合った評価と思いますが、今回はこの区間でどうかというご指摘ありましたもので、この区間に限ったの道路効果をはじかせていただいた。

(委員)

そうすると2.43から2.00でやや低くなっている理由は、環境改善による便益がそんなに期待できないか。どっちがどういうふうに関わっているかは、2.00になっているかという部分は金額じゃなく、どこの効果の部分がどうなっているかというのは、どういうふうに見ればよろしいんでしょうかね。

(むらの活力づくり支援TM)

今の2.43の費用便益比の表と、ふるさとの青山だけを検証した2.0のB/Cの表の現状・整備後・増減の数値がちょっとミスプリントで、そのままの数字が複写されておりまして、ちょっとわかりにくいです。



それから委員言われるように、全体が2.43で、これはあくまでも一応試算というか、この部分だけを検証した数字が2.0なのですが、その部分がどこがどう変わっているかというのは、ちょっと比較しにくいと思うんですわ。全体の中の一部ですのでわかりにくいと思いますが、私の感覚ではやはり青山町よりももう少し南の方の名張の方が、交通量が多く計画上也なっておりますので、全体からいくと青山町の方がちょっと下がりぎみになる。あるいは北の方がこちらの方は青蓮寺という大きな農地開発を持っておりまして農業生産力も多いですので、全体で2.43で、ややこちらの方がそのうちでも2.43よりも大きめの多分B/Cが、この部分だけを検証すると出ると思います。

こちらについては、この部分で検証しているんですけども、やはり農産物もこの部分に比べては若干少ない。それから、一般交通量もこちらのルートに比べたら、こちらのルートは少ないということで、全体よりもややこちらの方が数値的に低くなっているかと思えます。ただ、それを数字で比較するのは、ちょっと無理かと思うんです。

(委員)

わかりました。確認だけさせてください。白三角( )で増減のところになっていて、便益のところの左側にあるアクセス環境の向上のところでは環境改善便益で、0.057とか何にも低たらないとか、そういったようなものとかはあまり深く考えずに、プラマイないいろいろなものがある中で、2.00というかたちになっていると。そういうふうに理解してよろしいですか。この増減の ということの。

(むらの活力づくり支援TM)

この は一般交通の10年後の交通台数を見てますので、現道の交通量より10年後の方が絶対量が増えますので、排ガスが少し多くなるということで、効果としてはマイナスに出てるので、この が付いております。

(委員)

それがちょっと説明が必要かなと思ってたんですよ。どうして便益が2.00でいいよというかたちになっているのに、この表から見ると 全部マイナー、マイナー、マイナーのところのマイナーじゃないかと。それなのに2.00というかたちになっているじゃないかと。その説明が欲しかったんですね。

深く考えずに単純に見たときに、マイナー、マイナー、マイナーと。だけど、プラス2.0とかなり高い。それは全体のコリドールで考えて2.43だと。

(むらの活力づくり支援TM)

この の部分は便益としては、どう言ったらよろしいかね、負荷がかかっていると。

(委員)

だから、要するにアクセスがよくなったから、こっちはなくてもっとあっちへ回るとかいろんな効果があるから、結果的にこの区間に関してはマイナーだけれども、便益ではプラスだよということ考えていいということですか。

(むらの活力づくり支援TM)

環境改善便益のは、これは便益としてはプラスに。どう言ったらいいんですか。負荷になっていると。農道が整備することによって交通量が増えて、環境に対しては負荷になっているよというマイナス便益になってます。

(委員長)

深く考えない。

(委員)

なるほど。じゃあ深く考えないで見ることなんですね。はい、わかりました。

(委員長)

はい。ほかにいかがでしょう。

(委員)

今の伊賀のコリドールロードですが、それぞれ分割して出していただくのはよくわかるのですが、やはりこれ出していただくときは、やはり全体像を付けていただきたいなど。何か76.1%ですか、今の進捗状況が。そののやっぱり全体像も出していただいて、そのうちここがと、こういう資料があればよくわかるかなと感じました。

それと、今の便益のところ、これだけ大きい伊賀全体を網羅するような道路ですので、便益を見ますと、当然余暇空間創出便益も発生してくるだろうし、生産基盤拡充の便益も当然ここにあっても然るべきかなと全体の中では感じるんですが、その点のご説明はいかがでしょう。あまり関係ないのですか。

(むらの活力づくり支援TM)

先生おっしゃられるとおり、コリドール全体で進めておりますので、次回にはもう少しコリドール全体の説明のできる資料を付けたいと思います。今日のところ準備させていただいたのはちょっと見にくいので大変申しわけございませんけれども、コリドール全体で太く、ちょっと見にくいですが、まずは農林区間が赤く、それから県道なり市町村道の整備区間を緑で表しております、太くなっている部分につきましては、既に拡幅改良なりが終わりまして、完全供用させていただいている部分です。

進捗的にはやはりこちらの方が集中的に進んでいる。あるいはこの部分が進んでいる。それから、名張市内にかかる部分につきましては、現在すべて整備が終わりまして供用をさせていただいているところでございます。

それから、レク機能等の費用便益の算出でございますけれども、十分この伊賀地域の中には集客交流ができる施設がございますので、あるいは先ほど観光農園の絵が書いてありましたが、青蓮寺の中ですけども、そういう集客施設があるんですけども、なかなかこのルートのここにつくるというのではなくて、当然ここにある施設は全体を歩いて行かれますので、コリドールを整備することによってそれらの集落がどれだけ上がるかというのが

把握しにくいというのが現状でございます。当然そういう効果は期待しておりますし、当然望めるとは思いますが、それをなかなか数値化するというのは大変難しいのではないかと、今の段階では思っているところです。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

南勢東部のところで、先ほどちょっとご説明あったんですけど、新規参入者が、希望者とおっしゃったんでしょうか、少しずつ出てきていると。この計画書の中にもそういう新規参入者に期待するというふうな、そのための一つの非常に重要なアクセス路だというふうに書かれているんですけど、実際にその中のきりり何とかでしたっけ、運動の活動の方向性がロマンの里切原 21 ですか、その中にも少し書かれていますけど、具体的にそういう新規参入者を受け入れるような仕組みみたいなものをこの地域では取ろうとされているのですか。何か補助政策をとるだとか、あるいは具体的に言えば県のそういう仕組みがあるのを利用しようとしているとか。

(むらの活力づくり支援TM)

優遇というんですか、そういうのはちょっと聞いておりませんが、現実に今こへ入ろうとしている方が、農業大学校ですか、そこでちょっと実習を受けられてこへ入るんですよとか、そういう具体的な話も聞いております。地域としては入ってきていただける方は、全面的に受け入れようという体制をとっているように聞いております。

(委員)

ミカン畑ですよね。これ私よく区別がわからないんですけど、ミカン畑は農地では全然ないわけですか。誰が持ってもいいわけ、ミカン畑は。

(むらの活力づくり支援TM)

農地です。

(委員)

農地。そうすると、新規参入というのはそんなに問題なく。

(担い手・基盤整備分野総括M)

農地、やっぱり一定の基準ございます。農業委員会でOKにならないとなかなか農業者になれないと。その中で特に新規入就業者につきましては、南勢、特にミカンにつきましては。そしてもう1つは御浜。ここが大変活発にやっています。そんな中で新規参入者については、主に貸し借り、所有するというんじゃなくて貸し借りを中心にまず農地を持っていただく。そういうことで、貸し借りということで一定の量を貸すことができる。そういうことでございまして、私御浜の方は特に住居まで地域がセットする。南

勢の方はどの辺までやっていただいているのかちょっとわかりませんが、南勢についても新規就業者については、特にミカンについて大変積極的にやっていただいているという話は伺っておるところでございます、基本的には貸し借りから就労者は始まっているということかとでございます。

(委員)

農業非常に厳しい中で、そうやって新しい方が入ってこられるということは非常に結構なことですし、こういう道をきっかけに便利になったからやりやすいというような話は、私としては大変いい話だろうと思うんですね。やっぱり農業なかなか今までの流れですと参入難しいと言われ、今の場合は貸し借りで済ますと。そういう部分でなるべく県も情報集められて、多分出先ではいろんな対応されているんだろうと思うんですけど、もし本当にそういう動きが少しでもあるならば、本庁も含めて少しデータを集められて、その参入を妨げるような部分だとか、あるいは現状の制度の中でうまく入る仕組みを考えると。

なるべく、農業もどちらかという、職業としては保守的な職業なので、新しい考え方を持った人たちが入ってくるのも、いい悪いはともかくとして、刺激になっていくだろうというふうに期待しております。やはりこういう公共事業に常にソフトの部分を組み入れるような配慮が常に内部で行われるような指導というか体制を取っていただければ、地域としてもうれしいんじゃないかなというふうに。これは希望的意見というふうなことで結構でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。ほかに、どうぞ。

(委員)

最初に農道のいろんな仕分けのご説明がありまして、一般農道だとかふるさと農道だとか農免農道だとかというのを教えていただいたんですけども、お金の出所だとか機能的な役割分担があるというようなご説明だったような気はするんですけど。私、道路よくわからないんですけど、道路の構造的なというか、道路のつくり方というか、幅員だとか舗装の厚みだとか、どの程度の交通量に耐えるかだとか、そういう恐らく技術基準があるんだと思うんですけど、それが農道のこの種類によってもいろいろなわけですか。

(むらの活力づくり支援TM)

建設するにあたりましては、当然手引書、基準書があります。特にここで言いますと、広域農道が一番受益地も大きいし、対象も大きい。あるいは一般交通もかなり入ってくるということで、広域なり農免に関しましては、道路構造は一般の県道と同じ構造基準で行っております、実際の。それは先ほど幅員のところでも説明させていただきましたように1日に何台の車が通るかその台数によって幅員、それから舗装の厚さ等も決まってくるわけですけども、そういう道路構造令に基づいて整備をしております。

一方、一般農道あるいはふるさと農道等で、お話をいただいている南勢東部・西部につきましては、当然地域の基幹道路になりますのでその基準にありますけども、南勢

西部のように、1車線道路等につきましては農道の設置基準がございまして、道路構造令に準拠してありますので基本的には考えは一緒ですけれども、県道で4mの道路構造というのはございませぬので、農道特有にそういう構造基準を決めまして、それに基づいて整備しています。基本的には道路を利用する交通台数によりまして、あるいは道路を利用する農業機械とかの種類によりまして幅員なり舗装構成、厚さを決めております。

(委員)

今おっしゃったように、例えば広域農道だとか農免農道というのは、恐らくつくられるときには農業生産に便利なようにというふうにつくられるんだろうと思うんですけども、見ておりますとやっぱりほとんど普通の道路になっているというか、一般車両が「ああ、いい道路ができた」と言っばんばん通っているというような実態が、かなり多く見受けられるような気がするんですね。というか逆に、私たちが道を走っている限り、これが農道かどうかというのはあまり意識してなくて、「いい道ができたな」という走り方しかしていないと思うんですね。

で、今のお話ですと、広域農道だとか農免農道は県道に準じておりますということなので、恐らく最初は広域農道だった所が県道に昇格するみたいな場所がときどきありますけれども、そういうことができるんだろうなと思うんですけど。それ以外の例えばそこまでいってないような、今おっしゃったような農道でも、見てみるとわりとちょっと観光農園のそばを通っていますだとか、何かそういう売り文句を見かけたような気がするので、そういう所なんかだとやはりやっていくうちに、本来の目的よりも一般車両の方とか観光客の方が例えば増えてしまって、一般道にほぼ近いかたちで通行車両が走るようになったかということはおおいにあり得るように思うんですね。

どちらかという、お金の出所が農業だというだけで道を整備してみえるのかなと思うような部分もあったりするくらいなんですけど、その辺の最初の当初の思惑じゃない道の使われ方になったときに、構造上だとか制度上何かしまったということにならなければいいかなという、私は本当に素人の判断ですけれども。こんな使い方をするとは思わなかったので、農業車両だけだと思ってつくりましたという、後で例えば言い訳をされても、なかなか道というのは一旦できるとそういう言い訳きかないと思いますので、その辺に関してだけいいのかなと思って、ちょっと確認させていただきました。ありがとうございました。

(委員長)

コメントでようございますか。はい、ほかにいかがでしょう。それでは、また委員会の意見まとめさせていただきますが、1点さっき委員のご説明のときに、ご説明の方、次回はコリドール説明させていただきますと言われたんですけど、次回ということは次回コリドール関連が出たときということですか。

(むらの活力づくり支援TM)

そうです。

(委員長)

それと、私の方からこれもコメントなんですけれども、かなり道路切るときに環境を配慮されて、やはり植生だとか小動物が上がるということなんです。やっぱりそこまでやるならば、丘陵をめくるときのマイナス面も今後入れていくのが公平じゃないかなと思うんです。まあマイナス面ってどこだと言われるとちょっと困るんですけどね。立ち木を切って、大げさに言うとCO<sub>2</sub>云々の話もありましょうし、微々たるものですけど。

それから、残土もこれ捨て場に困るんですが、谷地田を埋め立てるとというのは生態系の方から見ると、谷地田というものは小動物、小さい生き物の天国だという話もございませぬし、そのあたりもまた注意する必要があるかなと。

それから、一番気になるのはめくったときの流出率への影響なんです。例えば、宅地めくるとき3ha、4haめくっても調整地つくってピーク抑えると言うんですが、これ道路切りますと結構長いから目立たないんですけど、面積にすると非常なもので、そして先ほどちょっと絵に描いたような橋梁の所で全部落としていくんです。ですから、こういった面もいずれ考えなきゃいかんのかなという気がしておるんです。これはまったくのコメントですけども。

はい。それでは、合わせて5本ご説明いただきましたけれども、ようございますか、我々の意見のとりまとめに入りまして。ありがとうございました。それでは、一旦休憩しまして、委員会の方で意見のとりまとめを行います。再開はどうでしょう、事務局。

(公共事業総合政策分野総括M)

委員長、まとめていただくのに1時間くらいみたほうがいいのかと思うんですが、どんなものでしょうかね。そんなにもうかかりませんか。

(委員長)

まあ、1時間弱。

(公共事業総合政策分野総括M)

1時間弱ですか。そうしたら45分ということで。そうしたら4時15分くらいをめに。

(委員長)

今ちょっと周りから、もうちょっと早いんじゃないかという話がありました。一応その時刻で、ちょっと皆さん早めに心積もりしていただければ。

(公共事業総合政策分野総括M)

そうしたら幅持たせて4時から4時15分くらいということで。

(委員長)

はい、お願いいたします。一旦休憩いたします。

(休 憩)

(委員長)

蛇足でございますけれども、公式の意見書は午前の部の意見書と午後の部の意見書一括いたしまして、通し番号で正式な文章にさせていただきます。読ませていただきますのは午後の部でございます。それから、大変申しわけございませんでした。私、午前の部で第3回と申しましたですけれども、第2回でございます。大変失礼いたしました。では、意見書読まさせていただきます。

(午後の部)

## 意見書 (平成15年度第2回)

三重県再評価審査委員会

### 1 経過

平成15年9月2日に開催した平成15年度第2回三重県公共事業再評価審査委員会において、県より一般農道整備事業、揮発油税財源身替農道整備事業の各1箇所、並びにふるさと農道整備事業3箇所の審査依頼を受けた。

各審査対象事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (2) 農道整備事業

- 7番 玉城南部地区一般農道整備事業
- 8番 松阪多気地区揮発油税財源身替農道整備事業
- 9番 南勢東部地区ふるさと農道整備事業
- 10番 南勢西部地区ふるさと農道整備事業
- 11番 青山地区ふるさと農道整備事業

7番については、平成10年度に再評価対象事業として一度、審査を経た事業であり、その後5年を経過して継続中の事業である。また、8番から11番については平成5年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。

再評価の結果、7番から11番について事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

なお、今後ともより一層のコストの削減に努めるとともに、農道整備事業と農業振興との連携に努め、早期に事業効果を発現されることを望むものである。

以上であります。では、我々審議審査はこれで終了いたします。事務局の方よろしくお

願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

どうもありがとうございました。午前中審議がまだ終わっていない3件、湛水防除城南、それから地沈城南、それから島勝、この3件につきましては、至急資料等整えましてまたご審議願いますように、私ども事務局の方も段取りいたしますので、その際にはぜひともよろしく願いいたしたいと思っております。

(公共事業政策TM)

今回は10月1日水曜日の午前10時からこのアストホールで開催を予定しております。ご審議をお願いする案件は水道事業が1件と、港湾事業1件、あと海岸事業5件の合計7件を今予定しておりますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方にはお疲れのところ大変恐縮でございますが、終了後再度ちょっと控え室の方へ集まっていたきまして、今後の日程等についてご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

それでは、今日は本当に委員の皆様方、この再評価のスムーズな進行どうもありがとうございました。引き続き今後ともこのような格好でやれればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで平成15年度第2回公共事業再評価審査委員会を終了させていただきます。本当に皆様方どうもありがとうございました。